

令和４年蘭越町議会第３回定例会会議録

○開会及び延会

令和４年 ９月１４日

開 会 午前１０時００分

延 会 午後 ３時３７分

○出席及び欠席議員の氏名

出席（ ９名）	１番	淀谷	融	２番	金安	英照
	５番	永井	浩	６番	向山	博
	７番	難波	修二	８番	赤石	勝子
	９番	柳谷	要	１０番	熊谷	雅幸
	１１番	富樫	順悦			

欠席（なし）

○会議録署名議員

５番 永井 浩 ６番 向山 博

○説明のために出席した者の職氏名

町 長	金 秀行	副町長	山内 勲
教育長	小林 俊也	総務課長	渡辺 貢
税務課長	名越 義博	住民福祉課長	北山 誠一
健康推進課長	山下 志伸	農林水産課長	田縁 幸哉
建設課長	北川 淳一	商工労働観光課長	水上 昭広
総務課参事	今野 満	農林水産課参事	木村 恭史
教育次長	梅本 聖孝		

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 福原 明美 書 記 和田 慎一

○ 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名	
日程第 2	会期の決定	
日程第 3	町長の行政報告及び提案理由の大綱説明	
日程第 4	一般質問	金安 英照 赤石 勝子 熊谷 雅幸 永井 浩 難波 修二
日程第 5	報告第 1 号	議員の辞職について
日程第 6	報告第 2 号	田村陽子議員の発言・行動に関する 調査特別委員会の消滅について
日程第 7	同意第 1 号	後志公平委員会委員の選任につき同 意を求めることについて
日程第 8	議案第 1 号	蘭越町議会議員及び蘭越町長選挙に おける選挙運動の公営に関する条例 の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 2 号	蘭越町職員の育児休業等に関する条 例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 3 号	工事請負契約の締結についての議決 の一部変更について
日程第 11	議案第 4 号	令和 4 年度蘭越町一般会計補正予算 (第 5 号)
日程第 12	議案第 5 号	令和 4 年度蘭越町地域振興事業特別 会計補正予算(第 1 号)
日程第 13	議案第 6 号	令和 4 年度蘭越町国民健康保険特別 会計補正予算(第 2 号)
日程第 14	議案第 7 号	令和 4 年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事 業特別会計補正予算(第 1 号)
日程第 15	認定第 1 号	令和 3 年度蘭越町一般会計歳入歳出

		決算の認定について
	認定第2号	令和3年度蘭越町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第3号	令和3年度蘭越町後志公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第4号	令和3年度蘭越町地域振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第5号	令和3年度蘭越町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第6号	令和3年度蘭越町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第7号	令和3年度蘭越町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第8号	令和3年度蘭越町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第9号	令和3年度蘭越町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第10号	令和3年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	認定第11号	令和3年度蘭越町特産品開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第16	意見書案第1号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書

○議長（富樫順悦） おはようございます。

ただいまの出席議員は９名であります。

これより、令和４年第３回蘭越町議会定例会を開催いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

令和４年第２回定例会後の諸般の報告及び説明出席者につきましては、お手元に配布しておりますので、御了承願います。

また、本日の会議中、総務課広報広聴係及び新聞社の写真撮影について許可をしておりますので、御了承願います。

○議長（富樫順悦） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１１８条の規定により、５番永井議員、６番向山議員を指名いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員長からお諮り願います。

８番赤石議員。

○８番（赤石勝子） おはようございます。

令和４年第３回蘭越町議会定例会の開会に当たりまして、議会運営委員会の決定事項をお知らせいたします。

会期は、本日から１６日までの３日間といたします。

なお、１５日は休会といたしたいと思います。

日程につきましては、皆様にお配りしています日程表のとおり行いたいと思いますので、議長よりよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。以上でございます。

○議長（富樫順悦） お諮りします。

ただいま議会運営委員長からお諮りのとおり、本定例会の会期は本日から１６日までの３日間とし、１５日は休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から３日間とし、１５日は休会とすることに決定しました。

○議長（富樫順悦） 日程第３、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明をお願いします。

金町長。

○町長（金秀行） おはようございます。

第３回蘭越町議会定例会を招集しましたところ、大変御多用の中、議員の皆様方の御出席をいただきまして、本定例会が開催できますことを、先ずもってお礼を申し上げたいと存じます。

第３回蘭越町議会臨時会が開催されました８月２９日以降の行政報告については、お手元に資料としてお配りしておりますが、詳細をお知らせしたい行事等について、口頭で報告を申し上げます。

１ページ、８月９日、水曜日、１７時から、この日は蘭越町農業委員会の中井会長と西元代理が来庁され、原油、農業生産資材価格高騰に伴う要望書を提出されました。

この要望書につきましては、国際情勢の不安定化や円安による、原油価格や農業生産資材価格の高騰により、農業経営に大きな打撃と不安を与えていることから、燃料価格の動向に応じた支援や、高騰を続ける肥料の購入費用における支援について要望されたものであり、町といたしましても、対策が遅れて生産者の不利益とならないよう、しっかりと状況の把握と検討を行い、必要に応じた対策を講じてまいりたいとお話をさせていただいたところです。

同じく、１７時３０分から、この日は農業委員会の要望に続きまして、蘭越町畑作組合の西元組合長とＪＡようてい蘭越支所土井所長が原油及び農業生産資材価格高騰に伴う要望書を提出されました。

肥料や燃油、資材の価格が上昇し高止まりしているにもかかわらず、需給のバランスによりコスト上昇分を販売単価に転嫁されづらい状況から、町内生産基盤の維持が懸念されるとして、秋に使用する米の乾燥用灯油や年間を通じた農業用燃料の高騰対策を求めたいとして要望を受けたところです。

物価の高騰が農家経営に深刻な影響を及ぼしていることに理解を示し、何らかの対策を検討する旨、お約束申し上げたところでございます。

ただちに、担当課に検討を指示したところであり、今回の補正予算に対策事業を計上しておりますので、内容については、後ほど御説明をさ

せていただきたいと思います。

8月10日、8時50分から、この日は道営農地整備事業連絡協議会の向山会長はじめ町内6地区の期成会会長が来庁され、道営農地整備事業に係る農家負担について、引き続き町独自の軽減対策について要望を受けたところでございます。

8月15日、月曜日、11時から、この日は山村開発センターにおいて、はたちのつどいが執り行われ、お祝いの御挨拶をいたしております。成人年齢の変更に伴い、従来の成人式をはたちのつどいと改め、節目を祝う式典として実施をいたしました。当日は、富樫議長、熊谷副議長にも御臨席を賜り、また恩師の先生もお招きし、町内外から34名のはたちの若者たちが出席しております。代表して河村琉聖さんが、はたちの決意を述べられたほか、友人との久しぶりの再会を喜ぶ姿もみられ、終始和やかに式典を終えております。

2ページ、8月26日、14時から、この日は株式会社ゼンリン北海道支社の篠宗一支社長が来庁され、本町と災害時における地図製品等の供給等に関する協定を締結いたしました。

この協定は、ゼンリンから本町の広域及び住宅地図の無償提供と、インターネット上で住宅地図を確認できるIDの貸与を受け、災害時の現場確認や住民の避難誘導、支援機関などとの情報共有に活用を図るもので、町ではこの協定の締結により、住民の皆さんの安全・安心な暮らしを守る防災・減災対策の推進に寄与できるものと考えております。

3ページ、9月7日、13時30分から、この日は北海道道立蘭越高等学校地域連携特例校の再編整備に関する北海道議会議員との意見交換会が開催され、出席をいたしております。

北海道教育庁は、地域連携特例校における再編整備を留保する高校は、第1学年が2年連続して10人未満となった場合は再編整備を進めることとしております。

この度、北海道町村会が主体となり、道内の地域連携特例校18町村の首長等が参加をし、北海道町村会民生文教役員併せて22名で、自民党・道民会議教育振興議員連盟議員と意見交換を行いました。

地域連携特例校における取組状況を4名の首長が事例説明を行い、私もその一人として蘭越高校の存続に伴い、町の支援や地域と共に考える会の活動内容などを説明をいたしました。

北海道教育庁では、来年2月にこれからの高校づくりに関する指針を

策定することとしており、現在議論を進めており、今後も蘭越高校存続のため募集活動や高校の魅力づくりなど関係機関と連携し推進を図ってまいりたいと考えております。

９月１２日、月曜日、午前１０時から、この日は本町が推進する花いっぱい運動に永年に携わり、尽力された町の環境美化の向上に貢献されました、蘭越町在住の伊藤初代さん、熊谷利枝子さんの２名の方に対し、功労表彰を授与いたしました。

受賞されたお二人は、これまでの活動に敬意を表するとともに、健康には留意され、今後も町の環境美化の向上に協力くださるようお願いをいたしましたところでございます。

次に、主な農作物の生育・出荷状況について御報告を申し上げます。

これまでの気象概況ですが、８月の平均気温はおおむね平年並みで推移しましたが、下旬に最低気温が低くなっております。

日照時間は、上旬は平年を下回りましたが、以降はおおむね平年並みで推移しております。

降水量は、上旬から中旬にかけ多くなり、特に８月１５日から１６日にかけて１２０．５ミリの大雨になりました。

主な農作物の生育・出荷状況でございますが、水稻は、生育進度が２日早く、不稔歩合も平年並みとのことです。７月以降の莖数不足の影響により、穂数が少なく、一穂粒数も少ないことから、総粒数も少なくなっております。登熟は順調で、収穫は、９月上旬から始まっており、玄米バラ受調整施設では、９月１２日から受け入れを開始いたしております。

９月１３日、昨日、検査場に私と農林水産課長で伺い、お話をお聞きしました。

今年の米はタンパク質は５％台の後半、６％台の前半、そして品質も素晴らしいと話されておまして、このまま続いていくことを願っているところでございます。

馬鈴薯は、降水量が多かったことによる規格外が多く、小玉傾向ではあるものの、収量は確保されているとのことです。

大豆は、平年並みの生育で、草丈も長く、葉数、着莢数は平年並みで推移しているとのことです。

メロンは、本町分受入数量は８月３１日現在１万６，６４２箱で、前年同期の９２．９％となっております。

販売状況については、全道各産地、生育がやや遅れ気味で推移してお

り、出回り数量が少なく荷動きはスムーズになっております。

例年、お盆明けは一時的に出回り量が多くなり、単価は弱含みで推移しましたが、全道各生産地が曇天・降雨の影響を受け、札幌市場では前年を下回る入荷が続き、中心規格 秀5玉で4,500円から4,000円と昨年同期で1,500円から1,000円高くなっており、今後も堅調な単価での推移が見込まれるとのことです。

トマトは、本町分受入数量は8月31日現在348トンで、前年同期の82.3%となっております。

受入数量は、日照不足の影響により着色が遅く、昨年より緩やかに増加、8月16日に今シーズン初めて20トンを超える受入数量となりました。

昨年は、高温による軟化症状が多発しましたが、今年は品質も良く、秀品率が高い状況が続いているとのことです。

販売状況につきましては、本州産が8月上旬にピークを迎え、すぐ数量減少になったことに加え、本町を含め全道的な日照不足による着色待ちと、小玉傾向であったため、数量・箱数が伸びず、全国一斉のピークが無いまま推移し、中心規格秀M4キロが2,100円から1,900円と、昨年同期と比べ300円ほど高くなっており、相場も極端な下落はなく、現在まで推移しているとのことです。

以上、主な農産物の生育・出荷状況についての行政報告を終わります。

次に、給水メーター更新工事における量水器番号の報告誤りによる水道料金誤請求についての御報告を申し上げます。

平成27年に施工した給水メーター更新工事において、施工した請負業者が、集合住宅の1階及び2階の住戸の量水器番号を相互に取り違えて町へ報告したことにより、水道料金の請求額に過不足が生じたもので、本年8月に実施した給水管漏水修理により判明をいたしました。

これにより、過大に請求した金額8万8,212円に還付加算金を加えた9万2,612円を還付するものでありますが、これが判明した後、速やかに還付すべきものと判断し、予算の流用により既に支出させていただいたところでございます。

また、過少に請求したものにつきましては、民法の規定に基づき2年の消滅時効を適用し、1万4,520円を請求しております。

なお、今後の再発を防止する観点から、請負業者に対しては、メーター器設置後の作動確認をした上で設備番号を報告するよう徹底させている

ところでございます。

なお、この件に関しての処分について、委員会等に諮問をし、検討をいただくようにしております。

以上、給水メーター更新工事における量水器番号の報告誤りによる水道料金誤請求についての行政報告を終わります。

次に、8月15日から16日にかけての大雨による被害状況について御報告申し上げます。

まずは、今回の大雨により被害を受けられた皆様方に、心よりお見舞いを申し上げます。

8月15日から16日にかけて、前線を伴った低気圧が北海道を通過し、前線や低気圧に暖かく湿った空気が流れ込み、大気の様子が非常に不安定となったことから、道南を中心に広い範囲で雨が強まり、記録的な降水量になったところもございました。

今回の大雨で本町も全域にわたって、河川等の氾濫による水田・畑の冠水、町道の法面崩壊や路盤流出、町河川に係る道路横断管の土砂閉塞などの被害が発生し、また、道道においても、蘭越二セコ倶知安線、岩内洞爺線、蘭越岩内線で通行止めが行われました。

8月15日は、午後5時過ぎから雨が降り始め、その後、どんどん雨量が増し、翌16日の午後2時までの21時間で、120ミリの降水量を記録し、ピーク時には1時間に18.5ミリを観測しております。

本町においては、16日の午前8時20分に、警戒レベル3相当の大雨警報が防災気象情報として提供され、その後、午前8時36分に大雨警報、午前9時42分に洪水警報が発令され、尻別川の水位も急速に上昇したことから、町内の広範囲にわたって被害が発生するものと推定し、防災担当課に災害体制を取るよう指示をし、被害の状況を把握するため、職員による被害調査を実施いたしました。

当日の被害状況ですが、道路については、道道で土砂崩れの恐れがあることから、蘭越二セコ倶知安線が午前9時から午後6時まで、岩内洞爺線、岩内蘭越線が午後1時から翌17日の午前8時まで、通行止めとなりました。

町道では、路盤流出が10か所、法面崩落が1か所で発生し、道路被害は11か所、町河川では、町道冠水が1か所、道路横断管の土砂閉塞が1か所で発生し、河川被害は2か所となっております。

また、尻別川河川敷地の山村広場も冠水し、流木やプラスチックごみ

などの漂着物が散乱・堆積し、せせらぎ水路を中心に土砂の汚れや悪臭も深刻であったため、１８日に町内業者１社と羊蹄山ろく消防組合消防署蘭越支署の協力を得て、職員が漂着物の撤去と清掃作業を実施したところでございます。

次に、農業被害につきましては、河川の内水氾濫による水田、畑の浸水が７１か所で発生し、特に大谷・淀川地区では、茅部川の溢水や用水路のオーバーフローにより広範囲にわたり浸水しました。

また、尻別川の増水に伴う樋門操作による内水氾濫も発生し、田畑の冠水に対する排水ポンプ車の出動要請があり、町から小樽開発建設部にお願いして、淀川樋門外２か所において排水活動が実施されております。

なお、今回の災害による農業関係の被害面積は１８．８１９ヘクタールではありますが、浸水が早期に解消したため、農産物については品質の低下は懸念されますが、通常どおり販売が可能と報告を受けたところでございます。

なお、この災害の復旧に係る費用につきましては、一部公共土木施設災害復旧事業に申請する箇所を除きまして、単独分の復旧に要する経費及び排水ポンプ車の出動に伴う経費を、本定例会の補正予算として提案させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上、８月１５日から１６日にかけての大雨による被害状況についての行政報告を終わります。

次に、蘭越診療所の診療体制について、御報告を申し上げます。

令和４年８月３０日夕方に、蘭越診療所太田医師より、長期療養が必要と診断を受けたとの申し出がありました。

これを受け、高階院長、加藤医師と、太田医師が療養される期間中の診療所の運営について協議をいたしました。

両医師からは、太田医師が療養される間、土曜診療は休診として、月曜から金曜日までの平日の診療はこれまでと変わらずに２人で診療にあたるとの意思を確認できましたので、これを私も両医師をお願いをいたし、９月７日より一部変更した診療体制で診療所を運営しております。

太田医師が、私と面談した際に、自己の都合による体調不良により不在となることへの謝罪と、療養後には蘭越診療所へ復帰し地域医療に携わりたいとのお話を伺いました。

私も、まずはゆっくりと療養に努めていただき、完治されたのちには住民の皆さんの健康、命を守る地域医療に携わっていただくよう、心よ

り願っているとお伝えをいたしたところでございます。

太田医師の療養期間中、診療所に通院される方にはいろいろと御不便をおかけすることとなりますが、診療所の体制を維持していけるよう、診療所運営に関して今後も高階院長はじめ、加藤医師、診療所スタッフと協議を重ね、取り組んでまいりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、町民の皆さんへの周知については、9月3日から院内に掲示、5日からふれあい通信、並びに町ホームページにて周知しております。

また、明日15日発行の行政協力員文書でもお知らせをする予定です。

以上で、蘭越診療所の診療体制についての行政報告を終わります。

次に、本日提案いたします議案の提案理由の大綱について、御説明を申し上げます。

同意第1号については、後志公平委員会委員の選任につき同意を求めるものでございますが、10月31日に任期満了となります委員につきまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものでございます。

議案第1号におきましては、蘭越町議会議員及び蘭越町長選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

公職選挙法施行令の一部改正により、選挙運動の公営に要する経費に係る限度額の引き上げについて、条例の一部を改正させていただくものです。

議案第2号につきましては、蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の議決をお願いするものでございます。

人事院規則の一部改正により、国家公務員に係る育児休業の取得回数制限の緩和等の措置が講じられたことに伴い、地方公務員についても同様の措置が求められていることから、条例の一部を改正させていただくものです。

議案第3号については、工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、議決をお願いするものでございます。

資材価格の高騰により設計内容に変更を要するため、令和4年6月16日付で議会の議決を経た蘭越町総合運動公園野球場大規模改修工事に係る工事請負契約の締結についての一部を変更することについて、地方自治法第96条第1項第5号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第4号については、令和4年度蘭越町一般会計補正予算第5号でございますが、歳入歳出それぞれ3億9,343万8,000円の追加をお願いするものでございます。

歳出の主な内容ですが、総務費では、財政調整基金積立金1億5,000万円の追加、公共施設整備基金積立金1億4,000万円の追加、旧三和小学校体育館ほか解体工事1,380万円、地域情報通信基盤施設移設等手数料264万9,000円の追加、町税過誤納金還付金及び還付加算金101万5,000円の追加、また、新型コロナウイルス感染症対策費として、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料1,313万8,000円、蘭越町高齢者世帯等生活支援事業補助金633万6,000円、農業経費高騰対策支援事業補助金1,900万円など、合わせまして3億5,526万9,000円の追加。民生費では、自立支援給付負担金返還金35万6,000円、子ども・子育て基金積立金140万円の追加など、合わせまして293万8,000円の追加、衛生費では、会計年度任用職員報酬964千円の減、浄化槽設置整備事業補助金331万3,000円の追加など、合わせて195万7,000円の追加。農林水産業費では、農地利用効率化等支援事業補助金300万円、豊国地区道営農地整備事業負担金250万円の追加、薬用植物成分試験手数料363万円、薬用植物栽培地域活性化業務委託料379万5,000円など、合わせまして1,954万8,000円の追加。商工費では、チセヌプリトイレ配管修理60万5,000円の追加。土木費では、昆布B・C団地改修実施設計委託料532万4,000円、公宅屋根張替修理190万円などの追加、合わせて847万4,000円の追加。災害復旧費では、町道鮎川線災害復旧応急修繕22万2,000円、町道鮎川線災害復旧調査設計業務委託料188万1,000円など、合わせて464万7,000円の追加となり、歳出総額3億9,343万8,000円を追加するものでございます。

歳入につきましては、普通交付税2億5,039万2,000円の追加、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金1,264万2,000円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,315万8,000円の追加、農山漁村振興交付金1,000万円、臨時財政対策債4,136万8,000円の減など、合わせまして歳入総額3億9,343万8,000円を充当するものでございます。

議案第５号につきましては、令和４年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第１号でございますが、歳入歳出それぞれ１，２３９万２，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、地域振興事業財政調整基金積立金１３０万円の追加、売店用品１，０３２万５，０００円の追加など、合わせまして歳出総額１，２３９万２，０００円の追加、歳入につきましては、売店売上収入１，２３９万２，０００円を充当するものでございます。

議案第６号については、令和４年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第２号でございますが、歳入歳出それぞれ９万円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、北海道自治体情報システム協議会負担金９万円の追加、歳入については、前年度繰越金９万円を充当するものでございます。

議案第７号につきましては、令和４年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第１号でございますが、歳入歳出それぞれ１８４万８，０００円の追加をお願いするものでございます。

歳出につきましては、給油タンク取替修理１８４万８，０００円の追加、歳入につきましては、前年度繰越金１８４万８，０００円を充当するものでございます。

認定第１号から第１１号につきましては、令和３年度蘭越町一般会計歳入歳出決算をはじめ、各特別会計の令和３年度歳入歳出決算につきまして、地方自治法第２３３条第３項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

報告第３号は、健全化判断比率及び資金不足比率について報告を申し上げるものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、令和３年度決算に基づくそれぞれの比率について、監査委員の審査意見とともに報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、議案説明の時に、担当課長から説明いたします。

以上で、「行政報告」及び提案理由の大綱の説明を終わります。よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって、町長の行政報告及び提案理由の大綱説明を終わります。

○議長（富樫順悦） 日程第４、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

２番金安議員、質問席へ着席願います。

２番金安議員。

○２番（金安英照） おはようございます。

２番の金安英照と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からはですね、本町における外国人技能実習制度の実態についてお伺いをいたします。

先般、新聞・報道などで外国人技能実習制度の見直しに政府は本格的に動きだすとのことでありました。

法務省によりますと、技能実習生は２０２１年の時点で約２８万人、道内の実習生は約１万３，０００人、一次産業や建設業などの現場で重要な担い手となっております。

そのような中で、本町の事業所でも制度を活用されておりますが、実習生の現状、（人数、性別、出身国、職種等）についてお教え願います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の本町における外国人技能実習制度の実態についての御質問にお答えいたします。

外国人技能実習制度は、我が国で培われた技能、技術または知識を開発途上地域などへ移転することにより、当該地域の経済発展を担う人づくりに寄与することを目的として１９９３年に創設された制度であります。２０１７年には、外国人技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律が施行され、新たな技能実習制度がスタートをしております。

さて、議員からの御質問についてでございますが、本町における外国人技能実習制度の実態について、実習実施者が管理団体と直接のやり取りになっておりますので、町としては実態把握ができないことから、道や振興局へ問い合わせたところ、本町では建設会社２社とその他１社の

計３社で受け入れをしているとの回答をいただきましたが、会社名や人数については、直接実習実施者に確認してほしいとのことでございました。

町が、建設会社・その他の施設での実習生の現状について調べたところ、建設会社１社は、受け入れ開始から４年を迎え、ベトナム国籍の男性６名をとび職として受け入れております。

もう１社の建設会社については、受け入れから２年が経過し、ベトナム国籍で、職種については建設機械施工として男性４名が実習を受けております。

また、その他の施設は、老人福祉施設になりますが、受け入れてから４年が経過し、ベトナム・ミャンマーから１４名の女性が介護業務に従事しており、本町の技能実習生は総勢２４名が雇用関係の下で実践的な技術の習得を図っております。

以上が、町が知り得る限りの実習生の現状でございますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○２番（金安英照） 町長、お答えいただいてありがとうございました。

今回ですね、私、この質問をするに当たりまして、いろいろ調べておりますとですね、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律、今、町長がおっしゃられておりました技能実習法、この中のですね、基本理念の第４条にはですね、国及び地方公共団体の責務として、以下のように書かれております。国にこの法律の目的を達成するため、前条の基本理念に従って、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進しなければならない。２、地方公共団体は、前項の国の施策と相まって地域の実情に応じ、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために必要な施策を推進するように努めなければならない。と書かれておりました。国と一緒にあって実習生を保護しなければならない責務があると、保護するということは地域の実情に応じて守らないといけないし、守るには把握しておかなきゃならないのではないかなって思うんですよね。ですので、私は、法律で責務と書かれておりましたから、質問の順序としては、まず、最初に本町における実習生の現状からね、町長にお尋ねをしたわ

けなんです。順序として。ただですね、私もですね、言葉足らずなですね、しょっぱい質問でしたので、この人、何言いたいのだろうみたいなね、何というか、一般質問にふさわしくないような内容の入り方になってしまって、大変申し訳なく思っているんです。でも、このような中で、今、町長ですね、詳細にね、答弁いただいたということは、私はですよ、法律に基づいた責務としてはね、町長の今の御答弁と解釈させてもらってよろしいでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、外国人実習制度の実態については、町のほうに直接入ってくるのではないということを、まず御理解を願いたいと思います。その中で、今回、質問もございましたので、道とかそれぞれ関係機関に担当のほうからお話を聞きながら答弁をさせていただいた経過にございます。ただですね、外国人技能実習生が1号、2号、3号ってあると思いますが、その方々が来た時に、実は私のほうにですね、表敬訪問をしていただいているんですよ。これまでの中からいくとね。その中で、これから働く、そういうのを是非頑張ってもらいたいという激励と、実はそういう町のほうとして、何か協力ができること、例えば、今の中ではお金で支援するとか、そういうことはないんですが、住宅状況とかですね、様々その各施設からの要請とかですね、そういう部分に協力する体制、これは、今、町のほうで取っているという状況なんです。今、国もいろいろ外国人実習生の問題については、いろいろ課題があるので法改正等も含めて検討しているというようなこともありますので、町としては現状、今、実習生が大きなトラブルとかそういうものを起こしていない、そういう部分はお聞きしておりますので、町としてできるそういうような協力、これが今、議員おっしゃっている町の責務というふうになるかどうかはあれなんです、私としてはそのような協力体制とか支援はですね、できる限り行えるような体制は整えていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○ 2 番（金安英照） 町長、ありがとうございます。

実際にですね、この質問のことでね、職員の皆さんにお尋ねしたところですね、いや、そもそも町の事業かどうかなんだよねとか、それから、業者と監理団体との問題があれで、町もなかなか入っていけないようなところもあるんだよねというようなお答えをいただいて、何と言うんですかね、すっきりしないというか、うまく見えてこないようなお答えをいただいたものですから、町長に聞いてみようと思ったんですけれども、どうであったか、そうであったかはいいいんです。どうするかがね、これからの一大事であって、例えば、法律確認していただいてですね、町長、やっぱり責務であると、蘭越町には責任と義務でもあるんだなっておっしゃってくださっていただいてね、あとはもうそのようにね、体制を整えていただければね、それでよろしいのではないのかなとちょっと思ったんです。例えば、わかんないですけれども、わかんないですけれどもね、例えば、どの部署がね、担当するか、明確なところがね、決まっていないうようなところで、分からないですけどね、やはり町長にね、方向性をお示しされて、そこから進んでいけばよいのではないかなって思ってたんです。先ほど町長もおっしゃってございましたけれども、この度ですね、制度の見直しの理由には日本で働きながら技術を学び、発展途上国の人材育成を主な目的とする一方、実際のところ日本人の労働環境が厳しい業種を中心に人出を確保するための手段にちょっとなってきたっている。国際貢献とうたいながら我々日本人のね、人手不足を補う労働力となってきたっているから、その当初のお題目と今の実態がかい離をしているところでありまして、さらにね、そこから実習先でのいじめや暴力などの人権侵害、それから賃金やスキルの誤差から発生します・不当な扱いなどがね、あげられております。やはり、言葉も違いますし、文化も違いますし、ましてね、親、兄弟、家族を置いてきてまでもですよ、志高く学びに来ている方々にね、何をやってくれているんだというんだと、胸の痛い思いなんです。本町では、先ほど町長おっしゃっていましたが、そのようなことはね、無いとは思いますが、何かしらのね、有事の際にはですね、それは町は関係ないわということにはならないのではないかなと思うんです。確かにその施設、その会社のための労働力ではありますが、広く言えば、それは蘭越町のね、大きな力にもなっているんじゃないかなって感じるんですよね。ですので、保護しないといけないのではないかなって思っているんですけど、町長どうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の再質問にお答えをしたいと思います。

議員おっしゃるとおり、職員がちょっとどのような対応をとったかという部分もあるんですが、制度上の部分として町ができること、できないことというのがあるという意味ですね、今回、外国人実習生のことについては、そういうような発言をしたのではないかなというふうに、ちょっと私も直接聞いてませんので、あれなんです、ただですね、町としては労働対策というのは町が行っていかなければならない部分なんです。それと併せて、町民が安心安全に暮らしていける、そういうようなことも町として行っていかなければならない。ですからそれが外国人の技能実習生であろうが、いろんな日本人であろうが、そういうものも含めた部分の中で労働対策というのは、それぞれやっていかなきゃならないし、安全対策というものも行っていかななければならないという認識は、私は持っております。そのような中で職員にも対応してくれというふうな部分を、お話をしております。今、外国人技能実習生は、議員おっしゃったとおり、かなりですね、いろんな条件が、こちらに来てですね、賃金が安いとか、いじめがあったりとか、そういう中で、失踪しているとか、そういう状態が出ている。ですから、国のほうも、大臣がですね、早急にその有識者会議を開いて検討を進めるというコメントをしていると思うんですよね。ですから、町のほうとしては、せっかく労働力として来ていただいた方々を、実は町でもね、来ていただければ、私どものところに来ていただければ、広報でこういうふうに来ていますよというのも紹介をしているんです。ですから、そういう中で、蘭越町内に外国人技能実習生が入ってきているということを町民の皆さんにも知っていただきながらね、それぞれ町民の皆さんにも協力していただいて実習生がきちんと研修できる、そういうような体制を町民共々ですね、とっていければ非常に実習生の生活も含めて研修しやすいのではないかなというふうに思っております。そのようなことから、町のほうとしてできること、そういうことをですね、今の法的な部分もございしますが、これについては協力体制は努めていきたいという考えではあります。御理解願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金安議員。

○２番（金安英照） 先ほどの技能実習法ですね、ここの基本指針の中でですね、技能実習生が地域住民として生活することなどの理由から地方公共団体の技能実習に関与することとなると書いてあるんです。今、町長がおっしゃられたことはですね、こういうことなのかなって感じております。その他にですね、地方公共団体及び機構は必要な情報交換をお互い行って相互の密接な連携の確保に努めることが求められるということも書かれてあるんですよ。ですので、今回、私はですね、制度がね、どのようにこれから改正されるかは分かりませんが、その準備とね、整えにはね、しっかりしたものをあてていただきたいんです。今、せっかくの折柄かと思うんですよ。最初は、事業者さんにどうですか、お変わりありませんかみたいなところから、なんか地域レベルに発展してね、整備をしてですね、例えばその地域で連絡会ですとか、地域交流会的なね、情報共有の体制づくりですとか、あとその技能実習生基金みたいなものもね、設立、条例の制定とかですね、そういう話のところまでね、今日は提案させていただいたかったんですけども、でもそれよりも、何をやるにも、町長おっしゃるとおり、根っこの部分のね、何か、あなた方日本に来て、蘭越町に来てね、困ったことないですか、あなた方何か悩み事ありませんかって、町もしっかりあなた方を見てますよって、応援してますからねっていう、何かそういう、なんですか、マインドというか、そういう親交の部分で本町の姿勢であって、金町政の蘭越町の姿ではないかなって思うんです。それで蘭越で学んだこと、この町に来て良かったと、彼女、彼らはそう感じて、次の人生のキャリアアップにつながるのであれば、そして、その時の思いはね、また将来日本でね、働きたいっていう端緒となって、今度私たちがその方たちにお世話になるかもしれませんけれども、そうなればね、本当に安心安全の町、蘭越町の果たす役割は大きいのではないかなと感じております。この件につきまして、僕は蘭越町にはいち早く対応していただきたいんです。こういう方々の集まりだと思っていますから、私は。認識不足や、例えば近隣で出遅れるような自治体がね、ございましたなら、それは僕は、町長、金町長がね、是非ね、喚起していただきたいんです。そうやってなんか大きなうねりというかね、動きになって、制度の改正に臨んでいただきたいなって、そういう願いを込めましてですね、最後に町長から答弁をお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 金安議員の御質問にお答えしたいと思います。

この法の制度によって、町ができることとか、そういう部分というのはあると思いますが、今、議員から御質問いただいた部分を受けてね、実態がきちっとどうなっているかというのが、今回、改めて各事業所のほうにお話を伺いましたし、これを契機にいろいろまた調査をしたりとか、それとか、町のいろんなイベントとか行事、そういうのにも参加をしていただいて、蘭越のことをよく知っていただくとかですね、そういうことを進めていくことによって、実習生がその蘭越町で環境良く研修できるということにもつながっていくかなというふうに思っております。先ほど議員がおっしゃられた、その基金とか、そういう部分については、ちょっと今の中では答弁は差し控えさせていただきますが、これから外国人技能実習生というのは、ますます労働力不足の中で増えてくるということは予想されますので、町のほうでも労働対策という部分の中で、きちっと認識をしながらですね、対応に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） これをもって、金安議員の質問を終わります。

ここで１０分間、休憩をいたします。

再開は１１時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、８番赤石議員、質問席へ着席願います。

８番赤石議員。

○８番（赤石勝子） 私からは１点、お伺いいたします。

薬用植物の生育状況及び今後の取組方についてお伺いいたします。

現在、試験栽培を行っている薬用植物の今年の生育状況はいかがでしょうか。

また、今年春に下阿達の栽培を４戸の農業者にお願いしたはずで

すが、生育状況、収穫状況をお聞かせください。

また、株式会社タ張ツムラとの契約も今年で終わると思いますが、今後も栽培を続けていく予定かお伺いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の薬用植物の生育状況及び今後の取組方についての御質問にお答えいたします。

はじめに、町内で試験栽培している薬用植物の今年の生育状況でございますが、高麗ニンジン、シミックホールディングスにより、種子や1年根の提供を受け、今年で4年目、シミックとの取組は3年目を迎えました。

今年は、1年根のニンジン200本の提供を受け、ポットに移植し、現在まで順調に成長しておりますが、2年目以降の発芽が思わしくないことから、冬期間の栽培方法に課題を残すこととなりました。

また、ヒキオコシ、延命草については、昨年度、シミックホールディングスより、山梨県の小淵沢にて栽培していたものの提供を受け、一冬を越えまして順調に生育しているところです。

栽培は、雑草を処理する程度で管理がしやすく、株分けを行うことで増やすことができるため、今年度においても面積を拡大の上、栽培に取り組んでいるところで、育毛剤としての有効性も報告されていることから、成分試験を行うことにしているそうでございます。

赤シソ、下阿達については、昨年町内で栽培を行い、その際採取しました種により、今年度播種を行いました。

今年は、下阿達に興味を持たれております方々に苗を提供するかたちで、町内農業者3戸と加工品に興味がある自営業者1戸により、合計2反程度の面積で栽培者とシミックホールディングスとで委託契約を結び、栽培を行っております。

また、シミックホールディングスでも並行して、昨年より面積を拡大し、栽培を行っているとのことでございます。

定植後は、順調に生育し、7月から8月にかけて、順次1回目の収穫を行い、各圃場とも、予想以上の収穫となっております。茶刈り機により収穫したシソは、乾燥したものは加工品への試作とされ、随時収穫している生葉については、町内の飲食店へと持ち込まれ、それが活用さ

れ、メニューとして提供されている飲食店もあるなど、試行錯誤いただいている最中でございます。

また、シソオイルの抽出等も行われてるということでございまして、先日は、100キロ程度収穫し、蒸留所へ配送されたと同っております。

その後も順調に収穫を重ねていることから、活用方法について、シミックホールディングスの取組に協力していきたいと考えているところでございます。

最後に民間事業者との契約により栽培している蒼朮ですが、議員御指摘のとおり、本年で3年契約の最終年を迎えます。

当初、民間事業者が蒼朮の試験栽培地を探していたところ、町所有農地を活用することとして、栽培地としての適性や課題等を調査することを目的に始まったものでございます。

3年間の委託栽培を通して、新たな展開等がありませんでしたので、蒼朮の栽培は一旦終了することとして、今後、農地の活用について、現在検討を進めたいと考えておりますので御理解を願いたいと思います。以上でございます。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） はい。ありがとうございました。

それでは、今年の下阿達については3戸の農業者と、あと1件は試験だということで、順調に収穫にはできたようですか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の質問にお答えします。

3戸の農家の方に苗を提供してですね、圃場で生育をしていただきました。お聞きしているところによるとですね、非常に生育も良く、茶刈り機で刈り取って、そしてまた生えてくると、それを刈り取るというような状況なので、この蘭越町においては、今後、この下阿達については、いろんな方が生産というか、作付をしてですね、次の段階に入れるようなかたちにはなるのではないかというふうに私も期待をしている状況でございます。以上です。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○８番（赤石勝子） 下阿達がそういうふうにして収穫まで進んでいて、茶刈り機で、これはシミックさんで機械を持ってきて刈って、収穫したものは全部シミックさんに持っていくんですか。それで、今なんか町内の、生葉の使用で、町内の飲食店でも使っているというんですけど、幽泉閣なんかでも使用しているのでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 再質問にお答えいたします。

まず、茶刈り機はシミックの所有のものでございます。それを活用して刈り取ると。まず、シミックと生産者の人方が委託契約という、そういう契約のもとにまず行っておりますので、シミックが全てそれを刈り取るというようなかたちで進めております。それと、葉については、生のものについては、幽泉閣においてもですね、たまたま私、先般、行った時に、刺身のツマに大葉と下阿達が載っているというような料理がございました。それと併せてデザートにですね、絞った汁を入れたりとか、切った赤シソをですね、その上にかけてとか、そういうので食べてみると、非常に下阿達自体が柑橘系の味がするので、また違った部分でですね、おいしく感じたところです。また町内の飲食店においては、ちょっと私、食べてませんが、春巻きとかですね、そういうのに活用していらっしゃるということで、大変おいしいというようなことをですね、私もお聞きした部分でございます。幽泉閣においても様々、これからいろんな料理に活用するということも含めて、現在検討しているという状況でございますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○８番（赤石勝子） はい。町長もすごい力を入れているこの下阿達なんですけど、是非、これからも蘭越町に根付いてね、収穫がもっとこういうふうに育ててみたいという農業者が現われたら、シミックさんではそれを対応して、持って行ってできるんじゃないかな。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 質問にお答えします。

シミックホールディングスとしてはですね、今、実は小淵沢にシミックウエルという農業生産法人を持っています、そのシミックウエルの営業所を、実は蘭越町に置いております。それはキースプリングニセコのところに営業所というかたちの中で置いております。今、お聞きしている中では、その従業員が1名、きちっと家族共々蘭越町に来ているんですが、さらに従業員を増やしたいというふうなお話を伺っております。それによってシミックで苗をきちっと生産をすると、その苗を蘭越の生産者の方々に提供をする、そういうことがですね、きちっとできるようになれば、非常に私としては、らんこし米、そして生薬という部分と温泉というふうにつながれば、非常に健康という部分も、町にもこれからいろんな部分でPRできるのではないかなということで期待をしております、産学官の連携から次の一步踏み込んだですね、生産者がきちっと作っていただいて、そのものをいろんな二次加工を含めた加工品とかですね、物に使える、そういうふうに徐々にですが、進めて、今はいっているというような状況なので、これからのシミックとしてはですね、農複連携、それも含めたかたちの中できちっと苗を販売できる体制を整えていきたいというふうにお聞きしておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） はい。下阿達については、明るい兆しというか、そういういろいろシミックさんも考えてくれているようですので、是非、それをもう蘭越のね、特産としてもっていけるように頑張っていたきたいと思います。タ張ツムラの蒼朮ですか、あれは今年でそしたら終わる予定なんですね。あそこの圃場も結構広い面積あるのでね、その使用というのか、あそこに下阿達を植えるというような考えはないでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 赤石議員の質問にお答えします。

蒼朮については、タ張ツムラさんのほうと、それから民間とですね、その部分の中で一旦3年契約をしましたので、今回、それを生産者の人方に作ってもらえる体制というのをなんとかとりたかったんですが、そこまでいかなかったのが、3年契約なので、一旦ですね、あそこの部分の圃場での部分は取りやめるというふうに決定しました。実は、あそこはまだ町の研修農場地という部分なんですね。ですから、シミックホールディングスさんのほうには、シソを植えているところは農地としてきちっと賃貸契約をして貸しているんです。ただあその場所は、まだ研修農場の、町の所有地なので、そのへんのところは新たないろんなものを研修するという、そういう役目も果たしているし、まだトマトの研修とかそういう部分についても、その部分は引き続き、もし来た場合ですよ、そういうふうに対応できる、そういうことも考えていかなかったらならないというふうに考えているので、そのへんのところは内部で十分検討しながら、結構面積も大きいので、十分、ただ下阿達だけっていうふうに限らずですね、町のいろんな農業振興を果たしていくために必要な農地だという認識の部分の中で検討してまいりたいというふうに考えております。御理解を願います。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） はい。最後です。

下阿達については、なんかそういう農業者もね、育ててくれて、収穫も順調にしているということですけどね、この種子ですよ、伊藤先生は種はよそにやらないでということであれですので、その点は契約者ともう慎重に契約を結んで、種子は外部に漏らさないようなあれで、蘭越町独自のね、あれにするというように努めて、この蘭越町でなかったら下阿達が作れないというような決まりというのか、そういうのをしっかり守ってやってほしいと思いますので、そのへん。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

下阿達については、シミックと生産者の方々に委託契約を結んでおります。その委託契約の中ではですね、苗は全部抜いて、そしてシミックのほうで全部持って来ると。持って来るといえるか、シミックで全部管理をするというふうになっております。ですから、種の問題が流れてしまうとですね、非常にどこでも作って、作られると、せっかく蘭越のブランドというものがなくなりますので、そのへんのところは十分、管理の部分を徹底した部分で行いたいなというふうに思っています。抜き取った非常に、苗とか、結構大きい部分ですから、結構大きい部分ですから、これについては、種とは別として、それを薬草ですから、幽泉閣の温泉の中にですね、そのシソといえるか、その部分を入れたりとか、よく薬草湯といえるか、そういうのもあるので、そのへんができないかとかですね、そういうのも今現在、検討しているということでございます。苗、種については、きちっと管理のもとに行うということで契約をしてるというふうに伺っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 赤石議員。

○8番（赤石勝子） はい。本当に種が一番ね、よそに出まわれば大変なことになりますので、そこをきちっとして、これからは是非、この、町長もいつも力を入れている下阿達をね、慎重にですね、農業者も収穫してもらって、シミックさんで持って行って、たくさんの農業者が、私も今年やってみたい、やってみたいって言って、それで間に合うかどうかね、そういう点も鑑みながら、これからは是非、蘭越の特産品として続けていくようお願いして終わります。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 答弁いいですね。します。
金町長。

○町長（金秀行） 非常に私も産学官の試験といえるか、連携の中で今回始まった部分を次の段階にきちっと進めたいというふうに思っ

ています。そのためには、今回作っていただいた生産者の３戸の皆さんにきちっとですね、その状況を聞いて、そしてまた作りやすさとか、こんなような課題があるとか、そういうのを懇談をしながら進めたいというのはシミックのほうからお聞きしております。これを契機に少しでも多くの皆さんが作っていただいて、非常に米プラスアルファの蘭越の特産というか、そういうものが出来上がることを非常に私も期待をしておりますし、徐々にですが少しずつ進めているという現状ですので、御理解を願えればというふうに思います。

○８番（赤石勝子） よろしくお願ひいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって、赤石議員の質問を終わります。次に、１０番熊谷議員、質問席へ着席願います。

１０番熊谷議員。

○１０番（熊谷雅幸） 私からゼロカーボン北海道に向けての本町の取組について質問させていただきます。

現在、国や北海道を挙げて地球温暖化抑制のため、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。

近年、温暖化の影響による平均気温上昇などで生態系への影響、健康への被害、激しい雨の降る頻度の増加などの異常気象の発生が懸念されています。

道内に関していえば、１人当たりの温室効果ガス排出量は寒冷地という特性もありますが、全国に比べ約１．３倍とされています。

本町においても、建物の断熱性能向上に対しての補助金制度や建築物に対してのヒートポンプの活用、また地熱や排熱等の熱利用に取り組んでいます。

２０５０年温室効果ガスゼロ社会の実現といういわゆるゼロカーボン北海道に向けての本町の今後の取組についてお聞かせください。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員のゼロカーボン北海道に向けての本町の取組についての御質問にお答えをします。

北海道では、ゼロカーボン北海道の実現に向けた取組として、全国１位の導入ポテンシャルを有する、風力発電、太陽光発電、中小水力発電などといった再生可能エネルギーの活用によって、人間活動による温室効果ガスの排出量の低減を図り、併せて全国１位の２２％を占める森林などの吸収量で均衡を達成し、温室効果ガスを実質ゼロにするもので、北海道の優位性を最大限に活用した温室効果ガス排出抑制等の対策が、現在進められております。

さて、ゼロカーボン北海道に向けて、本町の今後の取組についての御質問でございますが、本町においては、平成３１年、２０１９年３月に蘭越町地球温暖化対策実行計画を策定し、２０３０年度に町の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を２０１７年度の５，３０４トンと比較して、４０％削減の３，１８２トンにすることを目標として、現在、取組を進めております。

今後は、国や北海道の最新の動向や本町における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルと、それら導入量等を踏まえて、新エネルギービジョンの改定を次年度から進めるとともに、次のとおり取組を行いたいと考えているところでございます。

まず、老朽化が顕著な蘭越中学校と山村開発センターについては、現在、長寿命化改修計画をしておりますが、そのほかエネルギー消費量の多い施設や削減効果の高い施設なども含めて、再生可能エネルギーの設備導入や、省エネ改修等、対策について検討したいと考えております。

次に、役場庁舎周辺については、保健福祉センター、山村開発センターをはじめ、公共施設が集積しておりますので、再生可能エネルギーを活用したエネルギーの供給源として、送電と消費を一体的に実施し、災害時にも自立運転可能なマイクログリッド化、小規模電力化の実現可能性について検討したいと考えているところでございます。

そして、町の総面積の約７８％を占める森林の有効活用として、森林環境譲与税を活用した植林や間伐などの促進により、未利用林や荒廃した森林の整備、都市緑化の推進、林業の活性化等を図り、温室効果ガスの吸収源対策として、活力ある森林づくりを計画的に実施したいと考えているところです。

さらに、公共施設の温室効果ガスの排出削減を図るほか、現在使用している公用車についても、電気自動車などの次世代自動車への更新を計画的に行ってまいりたいと考えております。

また、民間事業者が行う本町の自然特性を活用した再生エネルギーへの協力も必要と考えております。

昨年９月から、寿都町と本町において、１０基の風力発電施設の運営が行われております。また、現在、湯里地区で調査が行われている地熱や、７月２９日の議員全員協議会で御説明申し上げた、新たな風力発電事業などの計画が検討されておりますが、その開発に当たりましては、地域との信頼関係の構築と共生を図ることが重要となりますので、設備の安全性や環境、景観の保全など、必要な事項について、事業者に対し、適切な情報の提供と十分に配慮した事業の実施を求めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、２０５０年のゼロカーボンの実現のためには、住民をはじめ、事業者・関係団体など幅広い関係者との連携や協働、国や北海道からの支援も重要となります。

それらを踏まえて、ゼロカーボン北海道の実現に向けて本町の取組を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○１０番（熊谷雅幸） 全体に網羅されておりましたので、テーマ少し分かれていますので、少しずつ質問させていただきます。

まず最初に、北海道のゼロカーボン宣言都市というのが、全部で７７というふうに言われておりますけれども、私はこの登録に特にこだわる必要はないのかなというふうに思います。議会も町民も知らないうちにただ宣言するだけというような町もあったように聞いておりますけど、そういうことのないように、十分、町で中身を揉んで、行政や町民とのコンセンサスをとってからでも十分じゃないかなというふうに思っております。北海道のプレゼン資料、私もいろんな説明会の中で１冊持っているんですけども、その中に注目される取組に蘭越町の温泉、排湯熱活用ともみ殻活用について紹介されています。その中で私、ちょっと興味あったのが、もみ殻についてですが、燃料については、ＳＤＧｓに最も適している商品でありまして、地産地消のエネルギーとして非常に注目されるのかなというふうに思います。これらについて、もう少しチラシで宣伝をするとか、

商品の特性をもう少し説明して、地球にやさしい商品をあえて購入する方も現在増えてきておりますので、このへんの宣伝効果と可能性についてどのように考えられるか、一つ再質問させていただきます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の質問にお答えしたいと思います。

議員おっしゃっていただいた、温泉排湯熱、さらにはもみ殻の事業、これは経産省の、国の１００％の交付事業を行ってですね、実施した事業でございます。特に、もみ殻については秋に収穫されたもみ殻が産業廃棄物という部分の中でなかなか活用ができない、どちらかという、燃やしてしまうというような状況があったものですから、これをなんとか活用できないかということで、経産省のほうと研究を重ねてもみ殻の燃料棒というふうに、機械を導入して現在販売をしているという状況です。今、議員おっしゃったとおり、もう少し宣伝効果が足りないのではないかと、ということで、本当に、実はあのもみ殻の燃料棒については、キャンプで活用したりとか、普通の薪ストーブの代わりにもなるというふうな部分です。燃焼その他火力、これについては十分検査もしておりますし、有害な物質というか、そういうものも発生しないということも、実は検査の中で実証されておりますので、議員おっしゃったですね、そういう部分のもう少しＰＲ効果は十分内部で検討して進めたいというふうに思っております。特に、もみ殻については、それを活用することによって燃えた部分はケイ酸ということで、それを土壌に田んぼに返すことによって、非常に循環型の効果があるということで、私も非常に期待をしている部分です。ただ、その燃料を作るのがなかなか外に置いてあるもみ殻とか、そういうのとか、石が混じってるとか、そういう部分については、なかなかその棒の中で、機械が故障したとかですね、いろんなものがあるということで、今回もまた大阪のほうから業者が来て、きちっと機械の点検をしながらまた進めるようなかたちになります。できればそういうもみ殻を活用した部分の中で、どんどんその燃料棒を作ってですね、そしていろんな部分で使っていただくようにしたいなという願いはございますので、ＰＲ等含めて内部で対応してまいりたいというふうに考えているところです。この事業と併せて、ちょうど幽泉閣の温泉排湯熱、排湯ので

すね、部分を、実はこの事業と同じくやることができました。おかげさまで2億、ちょっとはっきりした数字は今、2億5、6、000万くらいの事業費のうち、1億8、000万が国のほうからいただきました。それと道のほうの補助金、さらには起債、そういうものも使わせてもらったので、非常に一般財源というのは少ない部分の中で、今回、幽泉閣のその事業もできたということで、今後においても、その再生可能エネルギーの活用というのは重要だというふうに考えておりますので、PR等も含めて十分進めてまいりたいというふうに考えております。御理解願います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 十分説明いただきました。もみ殻について、やはり十分特徴を捉えて今後も宣伝をしてほしいなというふうに思います。

次、企業のカーボンオフセットについて質問させていただきます。

企業向けにはゼロカーボンについて募集しているウェブサイトというのがありまして、モア・トゥリーズという、坂本龍一氏が作っているサイトなんですけど、中身は数町村が登録しているだけでそんなにそれほど重要ではないなと気がしてありましたけども、一応参考までに見てみてほしいなと思います。我が町においては、企業向けのカーボンオフセット事業に向けたポテンシャル、非常に高いなと思います。ですから、先ほど町長おっしゃったように、森林資源その他ありますので、そういうパンフレットを十分作成して、蘭越町でいろんな分野で付き合いがある企業に是非売り込んでほしいなというふうに思います。都市部では森林は持っておりませんので、可能性は十分はあります。そういう意味で企業用のこういう取組もしております。この企業の方の出す排出量をこちらで賄えるというようなものを作って、町長としてもトップセールスとして対応していくべきではないかなと思いますが、このへんについての考え方どうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の御質問にお答えします。

企業のカーボンオフセット、私も非常にこの部分については、町の森林利活用の部分については、企業の協力の部分の中で進めて行けば一番いいなというふうに思っています。議員おっしゃったとおり、今ですね、各数町村と企業が行っているということで、私も聞いたところによると、そのカーボンオフセット自体の事業の部分はですね、企業のほうでなかなか取り組みづらいとかですね、いろんな書類とかそういうものがあって、進む部分については、ちょっと検討を要するというようなことがちょっと聞いたことがあります。それで、今、国はもっと企業がカーボンオフセット事業に参入しやすいように検討しているというのはですね、林野庁の担当のほうからちょっとお聞きしたことがございます。そういう部分の中で森林の持っているものをですね、町は民有林として、環境譲与税を使いながらやっていくんですが、企業と一緒にやってそういうものを買収して、そして協力してくれるというふうになれば、一番いいことではないかなというふうに思っています。そのへんの仕組みがまだ、こちらが考えている部分となかなかカーボンオフセット事業というのがマッチングしないとか、そういうところに私はちょっと原因があるのではないかなというふうに思っていますし、国もそのことについては十分、中身の検討をですね、そういうしていくというふうに伺っておりますので、今後、やはり蘭越町の森林をきちっと整備していく、そういう部分の中にですね、企業も一緒に入ってもらって行っていくということは非常に重要なことだというふうに考えておりますので、十分、内部のほうでも検討しながら、そういう考え方があるという部分の中で御理解いただければというふうに思います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） これらについてまだ国等の事業の仕組みが十分でないということで、理解をいたしましたので、今後、可能性はありますので、考えていってほしいなというふうに思います。

先ほどお話あった中で、風力発電の新しい事業等にもありましたけれども、通行道路の開発によっても木材の活用や、木材市場でも現在、価値が非常に高い木材、またバイオマス燃料としても非常に

不足しているという状態にありますので、これらについて可能性があるのかなというふうに思います。調べてみましたら、日本のエネルギーの自給率が国内の資源では１２％程度しかないんですね。これでは多少上昇してきているということに驚きを覚えますけれども、資源を持たない国ですから、特に再生エネルギー、町で出している再生エネルギー計画やゼロカーボン、またいろいろな平成３０年に出している、新エネルギービジョン、再生可能エネルギー計画書、これをよく十分読んで見ましたけれども、非常に素晴らしい、いいこと書いてありますので、これから地熱や風力などの地元のエネルギーも十分活用できていくのではないかなと思います。また、町のこういうものを使うことによって、地域に残るお金が出てくる、循環社会が生まれてまいりますので、このへんについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の御質問にお答えします。

町のほうとしては、答弁の中でもちょっと触れた部分があるんですが、自治体としての取組としては、今後、再生可能エネルギーの部分でいけば公共施設等を含めたですね、改修等を行っていくべきだというふうに考えております。そのために実は、役場周辺、このへんのところは公共施設が固まっておりますので、そういうところに太陽光を使って自家消費できるというか、そういうような事業なんかも是非、考えていきたい。そして、余った電力を売るという、それも実は、今、国のほうとですね、担当のほうで協議をさせている状況です。町ではそういうような自治体として取り組める方法をまず考えていきたいということの一つ。

それと、議員からおっしゃられた民間の活力です。現在、風力発電、寿都、蘭越で１０基が稼働しております。そして、さらに寿都が会長としてですね、うちも入っているんですが、洋上風力発電、この部分についても今、協議会が設置されて、今、一緒に協議をしております。非常に洋上風力発電も有望という部分もありますので、そのへんについては十分ですね、協議にも一緒に入って検討してまいりたいというふうに思っております。それと、今、日出・湯里地区でや

っている地熱開発です。この地熱開発においても、非常に効果が出るのではないかとということで、1本に非常に当たったというかですね、これから開発に弾みがつくような状況となっておりますので、このへんについても、町のほうで協力できる部分についてはしていきたい。そして先般、全員協議会でお話した風力発電です。これについても、事業者の部分の中で、これは地元の理解とかいろんな景観とか、いろんな問題もありますので、きちっと理解を得た部分の中で進めていければなというふうに考えております。これが地元の民間事業者として行う部分について、町が協力できることはしていきたいと。

最後がやはり森林整備です。CO₂を削減するためには、いろんな部分の中で削減も必要ですが、吸収することによって、トータルでゼロするということが必要です。その二酸化炭素を吸収するというものに最も効果があるのは森林です。その森林整備をきちっと行っていくということも必要であるというふうに考えております。特に、環境譲与税、これから環境税というふうにだんだんなっていくます。そのために、きちっと住民からの税金をもらった部分の中で整備を進めていかなければなりませんので、町においてもですね、森林整備については重点を置きながら行っていきたい。

この3つを柱としてですね、私は再生可能エネルギーの問題について、地球温暖化防止、カーボンニュートラル、その対策のために行っていきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

○議長（富樫順悦） 熊谷議員。

○10番（熊谷雅幸） 最後になりますけれども、庁舎中心のマイクログリッド方式と、私も名前は初めて見たんですけど、非常に良い施策だなというふうに思いますので、是非、これは進めていってほしいなというふうに思います。老婆心ながら太陽光という話もありましたけれども、現在、いろいろな太陽光のパネルとかありますけれども、意外に壁パネルが良いという話が出ております。それは雪解け時期の反射熱が新たに取り入れられるという可能性が高いということで、廃棄物になる可能性も少ないですから、壁パネルとい

うのは非常に有効に活用されているという話も聞いておりますので、参考までにお話をしますけれども、先ほど言ったように、役場庁舎の建物を含めた地熱利用、またLED化、新エネルギー、非常に期待をしておりますので、このへんを十分進めていってほしいなというふうにお話をしまして質問に代えさせていただきます。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 熊谷議員の御質問にお答えします。

今、担当のほうでは国の職員のほうとですね、マイクログリッド化、それとか幽泉閣のですね、たまたまヒートポンプを利用して重油から変えました。重油はほとんど使わない状況で、今は非常にCO₂削減については効果があると。ところが、現在のところ、このヒートポンプをするのに電気代というのが、今、思ったよりですね、電気料金上がってますよね。そういうような部分に対応するものが何かないかっていうことで、国のほうと協議をしております。それは議員がおっしゃった太陽光です。太陽光の部分を設置をすることによって自家発電ができる。自家消費できると。それでさらに余った部分を売電するというようなことができないかどうかっていうのをですね、今、国のほうと詰めております。それができるようになれば、幽泉閣とか、今言った役場周辺、その部分もヒートポンプを活用しながら地中熱をやって、そしてそれを太陽光によって自家消費するというふうになれば、循環型でですね、電力というものが回っていきます。そして強いて言えば、それは再生可能エネルギー、カーボンニュートラルにつながっていくというふうなかたちになると思いますので、ちょっとまだこのへんについては、時間を要する部分があるんですが、前向きにこれは今、担当のほうで副町長を中心としながら今、検討をさせて、国と協議を進めておりますので、その状況によってはまた議会の皆さんにも御報告させていただきたいなというふうに思っておりますので、御理解を願いたいと思います。

○10番（熊谷雅幸） 終わります。

○議長（富樫順悦） これをもって、熊谷議員の質問を終わります。

次に、５番永井議員、質問席へ着席願います。

５番永井議員。

○５番（永井浩） それでは、私から質問させていただきます。

らんこし米のさらなるブランド力の向上を目指してということで、本町の基幹産業である農業、特にらんこし米はその主たる産物であります。

本町においては、らんこし米の高品質化、他産地との差別化を図るため、様々な政策をしてまいりました。

品質の安定化、農作業の軽減化のため、育苗施設の設置、低タンパクでおいしいらんこし米の生産・出荷、それと特別栽培米の生産等々、各政策には当初、様々な意見があり、それぞれ行政側にとって苦難の船出でありましたが、らんこし米のブランド力アップの政策が実を結び、現在に至っております。

ひとえに、行政のリーダーシップと生産者の向上心の賜物と考えております。

また、生産者自ら、さらなるらんこし米の向上を図るため、米ー１グランプリを開催し、らんこし米の全国においての立ち位置を知るとともに、らんこし米のおいしさ、生産者の実力を全国に発信し、本町の生産者や全国の生産者に大いなる刺激と生産の活力となっております。

そんな中、らんこし米、品質保証します、商標登録を活用し、ブランド力向上も目指すということで、らんこし米のブランド力を高めるため、町はらんこし米商標登録票を製作し、一定の基準を満たした米の販売に使用を認めており、らんこし米を消費者が安心して求めているいただき、ひいては生産者の経営の安定化が図られるものと思っています。

さらに、らんこし米のさらなるブランド力アップのため、北海道における北海道地域団体商標の登録、農林水産省におけるGI、地域的表示産品の登録を目指してはいかがと考えますが、いかがなものか伺いたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員のらんこし米のさらなるブランド向上を目指してについての御質問にお答えします。

1 点目の北海道地域団体商標登録についてですが、本制度は、地域のブランド力の保護による経済の活性化を目的に、特許庁が2006年から導入したもので、現在、北海道で37品目が登録されております。お米はJA東川が出願した東川米、ホクレンが出願した北海道米の2品目という状況です。

登録のメリットですが、商標権としてその効力が全国に及び独占的に使用する権利が得られます。

また、ブランド力の向上による商品価値の上昇が見込まれ、品質管理を行うことで、生産・製造方法の向上につながることを期待されます。

担当課でも、これまで本登録制度を検討したところでございますが、出願団体の要件が農協や漁協、また、商工会やNPO法人となっており、北海道では、全てが組合や連合会からの出願という状況でございます。

なお、名称を使用する権利は、団体の構成員で、本町の場合、仮に農協がらんこし米を登録した場合、組合員以外がらんこし米を使用する際は、農協の許可が必要となります。

農協以外への出荷や個人販売される場合は、農協の許可を要するため、組合員以外の生産者から同意を得ることは難しいというふうに考えております。

地域、生産者、農協、行政が一体となった取組なしには成し得ないと予想され、また、本町では、平成19年にらんこし米が商標登録されている現状を鑑み、まずはその活用を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、GI、地域的表示製品の登録についてお答えをいたします。

本制度は、地域で育まれた伝統を有し、高い品質等が生産地と結びついている農林水産物などの名称を知的財産として保護する制度です。日本では農水省が2015年に導入をいたしました。

この制度についても、担当課で北海道農政事務所の職員を招き、検討を進めたところでございます。

GI制度は、製品としての特性を明確にする必要があり、北海道では十勝川西ながいも、最近では、ところピンクにんにくなど、6品目が登録をされています。

他産地と異なる明確な特性が必要とされ、全国的に栽培されているお米の登録は、今のところ1品目もない状況で、登録のハードルは非常に高いということを農政事務所の職員から報告を受けたところでございま

す。

らんこし米のブランド力は、ある程度浸透していると認識しておりますが、さらなるブランド力の向上が必要との考えは、私も議員と同様であり、現在、HAL 研究所、北海道農業研究所とらんこし米のブランド化について、担当課で検討を行っているところでございます。

具体的には、ブランドの現状や消費者の評価、流通と販売の現状などを把握した上で、今後の取り組む方向性、展開を協議中であります。

いずれにしても、生産者から望まれるブランド化を進めなければ意味がないことから、各方面の御意見もいただきながらブランド化対策を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 確かに、その出願する条件を満たさなければならぬのは、確かに農業だったら農業協同組合、ほか商工会だとか商工会議所、NPO 法人だとかあるんですが、確かに本当に難しいことはわかって、勉強させていただきました。今、HAL 研究所なるところとですね、らんこし米についてのブランドアップ向上についてですね、研究しているということは、すごく、今、初めて聞いて頼もしく思っております。ただですね、蘭越でとれたから全部らんこし米ではないという感覚、今、農業者はなってます。蘭越でとれたおいしい米がらんこし米なんだっていう状況ですね。だから、JA で集めた米が全部らんこし米として認められるか、蘭越で育てたららんこし米だから、らんこし米と言われるのかもしれないけど、おいしいらんこし米なのかっていうところを、今、農業者は突き詰めています。それで例えば、こういうNPO 法人という、例えばあったら、そういう努力したいグループが、何名か、何団体が集まって、そこで独自の審査をして、私たちのグループはこれ以上の、例えばタンパク量、これ以下のものでないと出しませんとか、毎年審査して、ほかの農家の人たちにあなた方がやったらなんか、私の米のブランド力上がるから仲間に入れてって言っても、その中で審査してやっぱりあなたのところはだめです。逆に言ったら、自分が最初に立ち上げた人たちの米でさえ落ちるかもしれない。そういう農業者グル

ープを作って、例えばNPO法人とかなんとかそういうのをやって、
こういう独自審査をやって、それが町だとか何かが管理団体も一緒
になって申請してくという方法があるのではないかなって思ったわ
けです。また、農業者が今ですね、変な話、例えばJAようていのお
芋は、確かこれに認定されているんですね。じゃあそのJAようて
いのお芋は蘭越も含まれているのか、喜茂別も入っているのか、京
極も入っているのか、当然、倶知安も入っているのかと、どこが主な
んだ、どこの芋なんだっていうのは分からないんですよ。特に、例
えば気を付けなきゃならないのは、例えばバラ集荷、前もちょっと
確認したんですけど、そんなことはないですよと、バラ集荷だって
蘭越の米だけじゃないですよ。今、集まってるの。蘭越の米だけで
すか。確か違うような話聞いたんですけど、ええ。それもあくまでも
分からないじゃないですか。外から見てたら。なんとなくうたがっ
てしまう。また、例えば米の収穫業者が蘭越周辺の米を集めて出荷
元が蘭越だかららんこし米に変わっちゃうと、そういう米と一緒に
してもらいたくない、そういう不安を取りはらって、消費者に届け
たい、そしてよりおいしい米、自分たちで審査して、自分たちで認め
た米を出荷したいっていうような希望がですね、どんどんどんどん
高まって、これは今まで、先ほども書きましたけども、蘭越町のおい
しいらんこし米を作るんだという施策にのって、どんどんどんどん
今の熱意ある若手経営者がどんどんそんなふうになってきて
いるということなんです。よりらんこし米の中でもよりおいしい、
本当に、何と言うんですか。おいしいらんこし米を出荷するんだと、
これは例えば変な話ですよ。例えば、それをグループは、例えばこれ
は無理だと思いますけど、蘭越の米ー1グランプリで入賞したらん
こし米にあれば地域、特産のね、商標を与えるとか、これは特別な
んですよというふうにしていくことで、この米ー1グランプリを母
体にしてね、どんどんどんどん認めるある種の高い枠での認めるの
を、ここに出品して、ある程度の評価を得た米はらんこし米ですよ。
おいしいらんこし米ですよっていう、ランク付けをしていかないと、
やはり次ですね、経営者に引き継いで高い位置での、高みの位
置での次なる経営者を引き継いでいくらんこし米、おいしいらんこ
し米というのがね無くなるような気がするんですね。例えば、土地
は残るけども経営者がいなくなったら米作れなくなっちゃうんです

から、そういうのをちょっと考えていただきたいなと思ってこの質問をしたんですが。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

議員おっしゃっているとおり、らんこし米のブランド化、それをさらに発信をしていく、そういう部分の中でいろんな認証制度を活用して行うことによっていろんな認知をされるというような部分については、私も十分に理解をしているところです。ただ、議員から御質問があった北海道の地域団体商標やGI、地域的表示、これについては、今の段階ではなかなか条件があるので、それをらんこし米として登録できるかというのはいろんな課題があるという部分で答弁をさせていただいたところです。その中で町としては、先ほど、議員からもお話がありましたが、町独自としてはらんこし米の商標登録ということで、一等米、タンパク含有率が6.8%以下の蘭越産100%、これをらんこし米の商標登録ということでやっていると。さらに今、担当のほうでは、HAL財団と協議をしているというのうはですね、これはまだもう一つ、このほかにらんこし米をさらにブランド化できる方法がないかというのは、GAPという農業生産工程管理手法というのがあります。通称GAP、Good Agricultural Practiceといって、これについては、私は検討の余地があるのではないかとということで、今、担当のほうでですね、そのことについて協議をしているところです。このGAPというのは食品安全とか、環境保全とか、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理に取り組むということで、農業を行う上で守らなければならないとか、そういう基準なんですね。これをきちっと行った部分については、GAPというかたちで認証を、第三者からですね、受けられるというようなかたちになっております。特に、今、グローバルな社会の部分の中で、このGAP制度で認証を受けることによって、このGAPというのは世界基準の農業認証の一つに挙げられております。食品安全、労働環境、環境保全に配慮した持続的な生産活動を実践する優良企業に与えられる世界共通ブランド、これがGAPです。私はそれをなんとかですね、今、らんこし米として登録できないかということを、その議員がおっしゃ

った二つの部分については、条件があるんだけど、これだとなんとか入っていける部分があるのではないかというふうに考えて、今、検討をさせているところです。世界では欧州へ輸出する場合は原則このGAPがないとできないというふうに言われております。これから欧州以外でも輸出受け条件に、国が増えるということで、非常に影響力があるというふうにも言われておりますので、このGAP、実は蘭越町でも取っている方がいるんですよ。ですから、やっぱりそういう部分をですね、生産者と行政も含めながら、連携しながら、世界に発信できるらんこし米、そういう部分にいけるように、今、検討をしているという部分で、二つの部分については、いろんな制限ありますが、GAPでなんとかですね、らんこし米のブランド化を図っていきたいというふうに、今、進めてますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） はい。大変良いお話を伺いましてありがとうございます。

ある程度、勉強、この質問をするに当たり、一応農業者とかいろいろ話して、身近にあった制度、これどうだろうっていう話を、それ勉強していて、確かに難しい、本人たちもすごい難しいというのは認識しております。しかし、やはり高みを目指すためにはやっぱりこういう質問をしてもらいたいなという話もあったので質問させてもらいましたが、新たなその私たちの知らないですね、知らなかったことが新たに。蘭越町の、何ですか、ブランドアップ向上にですね、手を付けているということで伺って、本当に安心いたしましたので、今後ともさらなる向上を目指してですね、リーダーシップを行政がとっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 永井議員の御質問にお答えします。

GAPについても、実は先ほど言ったHAL財団というですね、人とのつながりの中で、そういう方と知り合って、きちっと担当者、この部分でも、今、検討しているというような部分です。ですから、そういうよう

な世界の情勢とか、国内の情勢とか、そういうものをきちっとわかっている人方と担当のほうで協議をして、さらにブランド化を図れる、そういうものを推進していくことが、ひいてはらんこし米としてのね、ブランド化、農業者の生産意欲、そういうものにつながっていくのではないかなというふうに考えておりますので、今後とも努力してまいりたいということで、答弁とさせていただきたいと思います。御理解願います。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） 最後にですね、生産者はですね、よりおいしいらんこし米を生産する意欲に沸いておりますので、それをですね、それに応える施策をですね、リーダーシップをもって高い位置での、もっと高い位置で、目標を目指してですね、頑張っていたきたと思います。以上で質問を終わります。

○議長（富樫順悦） 答弁はいいですね。

これをもって、永井議員の質問を終わります。

昼食のため、休憩をいたします。

再開は13時といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

7番難波議員、質問席へ着席願います。

7番難波議員。

○7番（難波修二） はい。7番です。

質問を始める前にですね、2か所訂正をお願いをしたいというふうに思います。

②のところで、18歳以上というのがありますけれども、この質問を作った時点では、18歳でした。ところが、国は拡大をして12歳以上ということになりましたので、ここの部分を18歳を12歳に訂正をしていただきたいというふうに思います。

それから、3行目ですけれども、来年2月というふうに書きまし

た。単純に指の折り方の間違えで1月ですので、この部分の訂正をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、コロナ感染症対策の今後の取組についてということで、御質問をさせていただきます。

第7波のコロナ感染者は高止まりのまま推移しておりますが、国はオミクロン株に対応した新ワクチンの接種を予定しているとの報道があります。また、道も、自主検査で陽性だった人が自身で登録する陽性者登録センターを拡充するとの報道もあります。

情報が錯そうしており、私たちは今後どのように感染症対策に努めればよいのか、今一つわからない状況であります。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

①、本町のワクチン接種は、1・2回から4回目まで、年代区分ごとにどの程度進められたのでしょうか。

②、新ワクチンの接種は、2回以上打った12歳以上が対象予定ですが、5か月の間隔が必要なため、4回接種した方は来年1月以降になります。本町では、年代区分ごとに接種順序はどのように検討されているのでしょうか。概要をお知らせください。

③、本町でも連日感染者が出ており、誰でも感染の可能性があります。医療機関の窮状から、個人の抗原検査キット使用奨励や、軽症者の自宅療養などもあるようです。万一、私たちに体調変化があった場合、どのように対処すべきか、改めて町民の皆さんにお知らせするべきではないでしょうか。

以上、3点についてお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員のコロナ感染症対策の今後の取組についての御質問にお答えをいたします。

はじめに、本町のワクチン接種は、1・2回～4回まで、年代区分ごとにどの程度進められたのかについてでございますが、本町において接種を開始した令和3年5月から令和4年8月末までの年代別の接種率は、お手元に今回、この資料を提出させていただきましたが、その①のとおりでございます。

小児は、対象者数185名に対して2回目接種完了が76名で41.

1%。一般は、対象者数2,409名に対して3回目接種完了が1,866名で77.5%。高齢は、対象者数1,759名に対して3回目接種完了が1,656名で94.1%。また、60歳以上の4回目接種完了者数は、対象者2,089名に対して1,626名で77.8%となっております。

9月5日時点で総理官邸が公開している全国平均と比較すると、いずれも、全国平均を上回る接種率となっております。

次に、新ワクチン接種について、本町では、年代区分ごとに接種順番はどのように検討しているのかについてでございますが、これらについても、資料②を提出してございますが、現在、オミクロン株と従来株に対応する新たなコロナワクチンの接種について、1・2回目の初回接種を完了した、12才以上全ての方を対象に実施することを想定し、接種券発送開始を10月中旬をめどとして、準備するよう国から示されているところです。

また、新しいワクチンの接種については、9月7日に予防接種法の特例臨時接種期限が来年3月31日まで延長が決定され、接種後からの接種間隔については、一昨日の9月12日に、前回の接種から少なくとも5か月経過後に接種を行うことができるとされました。

これらを基に、現時点で検討を進めている年代区分ごとの接種順序は、4月から5月に3回目及び4回目の接種をされた方の4回目・5回目接種は、接種済み日程を基準にして5か月経過後の方から順番に接種をするよう検討しており、時期としては10月中旬以降となる見込みでございます。

また、7月末から実施しています4回目接種を済まされた、主に60歳以上の高齢者の方の5回目接種については、4回目接種から経過日数を基準に設定していく予定であります。並行して4回目を接種していた医療従事者や高齢者施設従事者も接種することが見込まれるため、両区分ともに年明け1月以降に接種開始になる見込みでございます。

なお、5歳から11歳の小児について、従来ワクチンによる3回目の追加接種が承認され、接種間隔は5か月経過後と示されたことから、新しいワクチンと併せて接種を取り進めることとし、接種開始時期は、10月上旬から接種を取り進めるよう準備を進めています。

いずれにいたしましても、新しいワクチンの接種については、今後も国から示される情報の収集に努め、準備や周知、接種について取り組んで

まいりますので御理解を願いたいと思います。

次に、万が一、町民に体調変化があった場合、どのように対処すべきか改めて町民の皆さんにお知らせすべきではないかについてでございますが、御自身や御家族が発熱などの有症状となった場合は、これまでと同様に、まずは、町内外の医療機関や検査医療機関に電話で相談をされ、その指示に従って受診し、検査を受けていただくことになります。

その検査の結果、陽性となった場合は、検査した医療機関が保健所へ発生届を提出し、保健所により御本人へのヒアリングを行い、症状等により、入院や自宅療養、健康観察等の措置がとられることになります。

なお、町ホームページにおいて、医療機関への受診の目安や新型コロナウイルスに係る相談窓口となる北海道健康相談センターの紹介、北海道や厚生労働省が公開している情報を得られるよう周知に努めております。

また、医療機関での検査の結果、陽性となって自宅療養をされる方には、検査した医療機関から、体調が悪化した場合の相談先や同居の御家族へのお願いなどをお知らせする保健所が作成したパンフレットが渡されます。

併せて、保健所では、自宅療養における健康観察や体調悪化時などの際の対応、自宅療養セットなどの情報が載ったしおりが御自宅に送付され、自宅療養者が安心して療養いただけるよう配慮がなされています。

新型コロナウイルス関連の情報は日々更新され、多岐に渡って報道されております。

町としましては、今後も、最新情報の収集に努め、行政協力員を通じたお知らせや町ホームページなどを活用し、わかりやすく町民のみなさんへの情報周知に努めてまいりたいと考えておりますので御理解を願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） 非常に丁寧な、資料を提供していただきまして、ありがとうございました。大変わかりやすい資料でございまして、①番については、これを見たら一目瞭然でございますので、了解をいたしました。どのように蘭越の実態はなっているのかというのが、まったく分からないと。決算の成果説明書にちょっと出てましたので、あれを見て、なるほどなというふうに思いましたけれども、

特に、4回目接種はどうなっているのかというところが全くわからないと、そういう状況でしたので、この資料は非常にありがたいなと思っています。見ますと、1・2回目は全体で88.5%、65歳以上の方は95%という、こういう数字です。おそらく受けたくても受けられない方を除くとほぼ100%に近い方がこのワクチン接種をしているという、これは事実として重く受け止めるべきだなと、こんなふうに感じております。3回目接種についても、少しそれより下がっておりますけれども、全体としては80%、こういう高い接種率になっているという実態が理解できます。4回目接種につきましては、新しいワクチンができるというような情報がありましたので、少しこう手控えている方もちょっとあったのかなと、そういうことで77%になっておりますけれども、いずれにしましても、相対的に本町の接種率は、いずれも高いという、そういう状況であるということが理解できますので、これもやはり町の、ワクチン接種に対する取り組みの努力の成果だなと、こんなふうに評価をして良いのではないのかなと、こんなふうに感じたところでございます。

①番については、そういうことで了解をいたしました。

それで、②ですけれども、これも下段のほうのこの表で、大変分かりやすい状況になっております。それで、改めてここの質問なんですけれども、国の現時点での方針としては5か月間経過という、ところが、この数日ですね、3か月に短縮するんだという情報がですね、新聞紙上、今朝の新聞で、一昨日の新聞もそういうふうに書いてありました。おそらくその3か月になっていくのではないかなというふうに、そのように今、感じているんですけれども、町長の今の答弁では、その状況が10月の中旬をめぐりにこれをお知らせしていくと、こういうことでしたけれども、今朝の新聞では国のこの5か月の短縮の方針は10月下旬に決定すると、こういうふうに書いてありました。そうすると、せっかくこういう取組の予定を、10月中旬に町民の皆さんに示す以降にまた5か月を短縮というのが出てくるかもわからないという、そういうちょっと大丈夫かなという、そういう不安がありますので、そういう状況も含みながらの今のところの情報提供ということもしていかなければならないのかなと、加えて、仮にその5か月を3か月で短縮をして、ワクチン等もそれに見合うものが配布されるということになった場合、町の対応として

そういうその、今のこの表でいくと、1月中旬旬以降になる一般や高齢者の方の接種が早まるということは可能なかどうかということもね、少しやっぱり考えていく必要があるなと、もう少し時間もありますので、このへんの十分検討をしていってほしいなというふうに思います。先ほど言いましたように、この国の方針はもう非常にめまぐるしく毎日のように変わっておりますので、できるだけやっぱり正確な情報を提供するためには情報をキャッチするということろで、それを基に町民の皆さんに正しい町の接種の予定等を是非、お知らせするような努力をしてほしいなと、そんなふうに思うところでございます。

3点目ですけれども、私の理解不足かどうかわかりませんが、道では自主登録を拡大していきますよと。たぶん保健所業務とか医療機関のその繁忙さから自主検査してくださいと、抗原検査で。それで陽性だった人については登録をして指示を待つという、そういうその道が陽性者登録センターをこれから拡大していくんだという、こういう情報が何回出ていますよね。それはどうなんだと、それを活用してやっていくという方向なのか、あるいは今、町長から答弁あったように、従来どおりに最寄りの医療機関に事前に連絡をして、それでPCR検査を受けるという、そういう方向でいくということなのか、そのへんがですね、道のそういう情報があるということと、それ以外の従来どおりの方法でいいのかということが今一つわからないので、これは今、お答えできる範囲でいいですけれども、どちらが本当なんだと。道がいわんといっている登録者センターに電話して、抗原検査キットをもらって、それで自分でやって陽性でしたという方法でいくとすれば、連絡をして来るまでの間に数日間かかると思うんですけれども、そういうことをやっていくということでもいいのかという、どうも北海道が考えていることと、なんとなく情報が錯そうしてよく分からないなということがあるので、私の理解不足かも知れませんが、このへんについて、改めてもう一度、お尋ねをしたいというふうに思います。2番目と3番目をよろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

非常に、私、答弁した部分の中でですね、９月１２日に、実は５か月経過後に接種を行うというのは、これは国の方針として出たんですね。それなものですから、当初は５か月を、くらいを予定しているというような部分の中で検討していたのが、国は５か月というふうに出た部分があったので、そういう答弁をさせていただきました。その中で、議員がおっしゃったとおり、今、報道がですね、さらにまた前倒しをするとか、いろんなそういう部分が出ていて、確かに国のほうでもですね、いろんな部分の中で検討している部分は事実だなというふうに感じております。そのような中で、なるべく町民の皆さんにはいち早くそういう状況を周知するとともにですね、そういうふうになった時の対応をきちっと町のほうでもできる体制を整える、これは十分、大切なことだなというふうに思っております。早く打てる体制が、国が示した部分の中で、それに合わせて町ができないというかたちではなく、町民の皆さんにいち早く打てる体制というのを整える、これは行政としてきちっとですね、対応するように内部で十分検討してまいりたいなというふうに思っております。確かに、国のほうの状況は、陽性になった時に当初１０日間というような部分が７日になったり、マスクをすれば買い物行ってもいいというふうになったり、濃厚接触者は５日間とか、どんどんどんどんこういうふうに緩和されてきていると、そういうような状況となっております。その中でもワクチン接種というのは、やはり重症化にならないという部分の中で効果があるというふうに認識をしておりますので、私どもとしてはその体制をきちっとしていくというような部分を取っていききたいというふうに思っております。ちなみに今、第７波、７波というようなかたちで出されておりますが、参考までに７月１０日から９月１０日現在ということで、本町では、今、オフトークで何名の方が、何名の方がというかたちで周知をしておりますが、その間に１２１名、蘭越町で感染をしております。それだけ感染者が出ております。ただし、重症化というのはいですね。やはりこれは私はワクチンの効果というか、そういうものが見込まれているのではないかなというふうに思っております。ですから、なるべくワクチンのそれはあくまでも感染予防のためにと、重症化にならない、そのためにワクチンを是非、町民の皆さんに打っていただきたいというふうな願いも、思いもありますので、是非、このへんのところは体制も含めて整備をしていきたいというふうに考えております。

ので、御理解を願いたいと思います。

それと、2点目の、原則としてはですね、やはり自分が症状があった時はかかりつけ医、そういうところに連絡をして、やはりどういうふうな対応をとったらいいかというのは、これは原則だなというふうに思っております。ただ、先ほど議員から言った、北海道のほうでもそういう対応とか、部分を考えておりますので、その部分のちょっと詳細については、このあと、担当の課長のほうから今現在こういうふうになっているというようなことを補足で説明をさせたいと思います。私としては、町民の皆さんにはそういう何かあった時には、自分が行っている、かかりつけ医に連絡をしてそこからの指示をもって、そして、陽性になったら保健所のほうから指示があってですね、その対応をとるというようなかたちの中では進んでいくのではないかなというふうには考えております。また、それを町のほうでも、今、そういうかたちで町民の皆さんに周知を図っているということでございますので、後段の北海道が行う、この部分については、もう少し担当課長から説明をさせますので、御理解を願いたいと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 山下健康推進課長。

○健康推進課長（山下志伸） 議員御指摘の北海道陽性者登録センターについて、私のほうで御説明をします。このセンターにつきましては、医療機関、検査機関の窮状が懸念されることから、医療機関及び検査機関に負担をかけずに迅速に陽性者判定を行って健康観察を進めることを目的に8月の23から設置をされております。このセンターにつきましては、医療機関とか検査機関への受診の集中を緩和して陽性判定ができるようにと、有症状で軽症かつ重症リスクの可能性がない18歳から39歳の方がこのセンターに申込みをします。その申込みを受けてからセンターから、抗原の定性検査キットが送られてきまして、それで自主検査を行います。仮に陽性となった場合は、センターへ登録して、その後、保健所による健康観察が行われるというふうになります。ただ、今のところ札幌市を除く石狩振興局管内だけの設置になっておりまして、議員おっしゃるとおり、知事もこれを広げるという報道がされましたけれども、保健所のほうに確認を、昨日もしたんですけれども、まだ拡大する準備はして

おりますけれども、まだ具体的にはまだ進んでいないということで情報を得ています。この自主検査なんですけれども、センターから送られる定性検査は体外用の診断用医療薬品として、国が承認したものになります。たまに新聞やテレビでも出ますけれども、研究用となっているキットについては、検査の結果、陽性になってもセンターのほうで受け付けません。あくまでも承認があった検査キットで検査を行うというものです。ですから、センターのほうでは、先に登録してキットを送ってもらおうというほかに自分で、御自身でキットを購入されて、それが研究用でなく、承認されたものであれば、その結果、陽性であれば、同じく陽性の登録をして経過観察につなぐという仕組みになっています。それで、9月26日から全国一律の規格で高齢者、それから重症化リスクのある方など、一定の方が医療機関からの報告はありますけど、全数把握はなくなります。そういったところの、それ以外の方の登録がこの登録センターによって、登録をしてアフターフォローがされるという情報を得ていますが、まだ詳細が示されていませんので、それも町長、おっしゃったとおり、詳細分かりましたら、ホームページ等で周知していきたいと思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） ありがとうございます。

4回接種された方が多いと思うんですけれども、4回接種会場に足を運んでみてですね、医療従事者の皆さん、あるいは職員の皆さんのですね、非常にこう精力的なと言いますか、非常に丁寧な対応に非常に感謝をしていますし、お礼申し上げたいなというふうに思っています。おそらく周りの人に聞いても、非常に皆さんよくこまめにですね、やってくれているという、そういう意見をよく聞きますので、それは市民の皆さんになり替わってですね、職員の対応にお礼を申し上げたいなというふうに思っております。そういうことで、国の方針はより良い方向にということで、非常にこう、毎日のように変わっておりますので、そういう中で蘭越はこれだっていうことはなかなか打ち出せないことだと思うんですけれども、是非、せっかく今朝の新聞にもありましたけれども、やっぱり今、少しずつ

第7波が落ち着いてきていると、その落ち着いた状況の中でワクチン接種をしっかりとやるということが第8波に向けてのですね、重要な取組になるんだということを、當瀬先生という、私、大好きなんですけども、あのお医者さんがそういうことを言っておられるんですね。是非、これからやる第5回目はですね、こそって多くの受けられる皆さんが受けてもらえるように、是非、町のほうからも丁寧な詳しい説明をしていただいてですね、第5回目のワクチン接種に十分精力的に取り組んでほしいという、そういうことが最終的な私の結論としてのお願いでありますので、今後に向けて、是非、そういう取組をしていくということについて、改めて町長のほうから答弁いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 難波議員の御質問にお答えします。

ワクチン接種の職員対応についてですね、非常にお褒めの言葉をいただいて、本当に私も嬉しく思っているところです。今回のワクチン接種の対応については、本当にもう数年前から始まっていて、全庁対応できちっと対応するようになるということで、各課から応援要請を受けてですね、だいぶ職員も慣れてきたというか、そういう部分の中で行える体制がとっております。それと併せて、町内の医療機関の医師の、やはり先生方の協力があってこの体制が整えていることも非常に私は感謝しているところでございます。今回、新たなワクチンという部分の中で4回目を、実は新しいワクチンを打てばいいからためらっているとか、そういうような話も聞いたりもします。ただ、きちっとワクチンはですね、4回、5回も含めて、国が示した部分の中で私も是非、打っていただきたいなというふうに願っておりますので、そのへんのところは、もう毎日のようにいろんな情報が来て、町民の皆さんにも毎回同じようなオフトークの部分の中で周知をしている部分については、申し訳ない部分もあるんですが、なるべくわかりやすく、そしてワクチン接種による効果、そしてなぜワクチンを打ってほしいのか、そういうような部分もお伝えしながら町民に理解を求めるのと、協力をしていただけるよう、努力してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を願いた

いと思います。

○ 7 番（難波修二） 終わります。

○ 議長（富樫順悦） これをもちまして、難波議員の質問を終わります。

これにて、一般質問を終了いたします。

○ 議長（富樫順悦） 日程第 5、報告第 1 号議員の辞職について、令和 4 年 8 月 24 日、田村陽子議員から辞職の願いの提出があり、同日許可をいたしましたので、蘭越町議会会議規則第 99 条の第 3 項の規定より、報告をいたします。

○ 議長（富樫順悦） 日程第 6、報告第 2 号田村陽子議員の発言・行動に関する調査特別委員会の消滅について、令和 4 年 8 月 24 日、田村議員の辞職に伴い調査事件が消滅いたしましたので、同特別委員会は同日消滅いたしましたので、報告をいたします。

特別委員会消滅までの間の調査内容についての報告を求めます。

10 番熊谷議員。

○ 10 番（熊谷雅幸） 本年 7 月 29 日開催の第 3 回臨時会において設置された田村陽子議員の発言・行動に関する調査特別委員会は、本人の議員辞職に伴って消滅することとなりましたが、町民の方々から議会に寄せられた貴重な御意見であり、また、内容が議会議員の職務遂行に関わる重大な事案であることから、本委員会のこれまでの調査内容を口頭で御報告いたします。

本人に対する事実確認を含めて 8 月 5 日、18 日、24 日、都合 3 回の特別委員会を開催し、調査した事案は次の 3 点であります。

1、水防工法実技訓練時の言動について。

6 月 17 日、水防工法実技訓練の開催時に、訓練統監である消防団長並びに主催者の町長に対し、田村議員から消防団員のマスク装着に関して異議申立があり、その対応のため、結果的に訓練統監の巡検・査閲業務が遅延したとの抗議を消防団から受けました。

本人から消防団員の健康を考えてのことであったと説明がありました

が、消防では組織的な感染対策に基づき適切に訓練を行っており、職務の妨害に当たるような行為は、極めて遺憾であるとのことでした。

議会選出の消防委員の行動として不適切であり、消防関係者の議会に対する信頼を損ねる行動であったと考えます。

二つ目、議会で決めたルールの順守について。

議会では、今年度の活動推進に当たり、でき得る限りの対策について時間をかけて議論し、適切なマスク着用や他の機関等を訪問する場合には抗原検査を実施することなどを決定いたしました。

田村議員は、コロナ感染症に対する認識や国の感染症対策を否定する立場から議会の決定したルールにも反対し、抗原検査を拒否しているため、所管事務調査や議員研修等にも不参加の状況であります。

多くの町民が感染症対策に努めている中で、頑なに個人の信条や少数意見を貫き、議論の末に決定した議会の感染症対策ルールを拒んで職務を放棄するような行為は慎むことが議会制民主主義の基本であり、全体の奉仕者である議員としての職責を果たすべきと考えます。

なお、6月29日の経済建設常任委員会の所管事務調査の開会前、マスクの正しい着用について常任委員長から注意を受け、これを拒否したため参加を認められずに退席いたしました。

このことについて、田村議員は後日、委員長の立場を利用したパワーハラメントであるとの公開質問状を提出しましたが、その文書を目にした町民の方から田村議員の言動に対して苦情の電話が議会事務局にありました。

委員長が正しいマスクの着用を出席者に求めることは、会議の円滑な進行と参加者の安全確保上必要で適切な対応であり、断じてパワーハラメントではありません。田村議員の指摘は妥当性を欠き、全く当たらないものであったと考えます。

3、権限の逸脱行為について。

調査事案の精査を行う中で、田村議員は6月26日開催の総務文教常任委員会の学校訪問を抗原検査拒否により参加しませんでした。後日、個人的に各小・中学校に対し、マスク着用や黙食の状況などを電話で調査していたことが判明いたしました。

議員の所管事務調査は、議会の許可を得て実施できるものであり、議員個人に調査権は認められておりませんので、田村議員の行動は調査権の乱用、権限の逸脱行為に当たるものと判断いたします。

以上のように、田村議員の数々の発言・行動は、町民の方々や関係団体の皆さんに多大の御迷惑と不快の念を抱かせたと考えます。同時に、議会に対する町民の信頼を著しく棄損したと言わざるを得ません。

そのため、当委員会としては、田村議員を嚴重注意すべきとの意見が圧倒的であったことを申し添えて報告いたします。以上です。

○議長（富樫順悦） これをもって、報告をおわります。

○議長（富樫順悦） 日程第7、同意第1号後志公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題いたします。

提案理由の説明を求めます。

金町長。

○町長（金秀行） ただいま上程されました、同意第1号後志公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、御説明を申し上げます。

人口15万人未満の市町村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くことになっており、当該公平委員会に3名の委員が選任されております。

今回、10月31日に任期満了を迎える余市町富沢町4丁目82番地、中村寿仁さん、67歳でございますが、後志町村会より再任の推薦がございまして、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略します。

これより、同意第1号後志公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、同意第１号はこれに同意することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） 日程第８、議案第１号蘭越町議会議員及び蘭越町長選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第１号蘭越町議会議員及び蘭越町長選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

この条例につきましては、昨年３月の第１回定例会におきまして、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、蘭越町における選挙公営についての条例を整備させていただきましたが、今回の一部改正は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるもので、国の選挙公営に準じて同様の改正を行う必要があることから、所要の改正を行うものです。

それでは、参考資料①を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

はじめに、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払手続きの第４条第２号のアの改定につきましては、選挙運動用自動車の借入契約の場合、公費負担となるのは１日につき最大１万５，８００円、１万５，８００円に満たない場合は実際の契約金額とし、借入契約により２台以上使用しても１台のみが公費負担となるものでございますが、この金額１万５，８００円を１万６，１００円に改め、車両の借入限度額を引き上げるものです。

同じく第２号のイの改定につきましては、２ページを御覧願います。

選挙運動用自動車の燃料供給に関する契約で、最大７，５６０円に選挙運動期間日数を乗じた金額を燃料代金の上限として公費負担するものでございますが、この金額７，５６０円を７，７００円に改め、車両の燃料代金の限度額を引き上げるものです。

次に、条例第８条の改定につきましては、選挙運動用ビラの作成の公

費負担額及び支払手続を定めるもので、選挙運動用ビラの公費負担は、1枚当たり7円51銭で、7円51銭に満たない場合は、実際の契約額とするものでございますが、この1枚当たりの金額7円51銭を7円73銭に改め、ビラの作成単価の限度額を引き上げるものです。

次に、3ページを御覧願います。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続を定めるもので、ポスターの公費負担は、1枚当たりの作成単価が525円6銭で、525円6銭に満たない場合は、実際の契約額とするものでございますが、この単価525円6銭を541円31銭に改め、選挙運動用ポスターの作成単価の限度額を引き上げるものです。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

議案第1号 蘭越町議会議員及び蘭越町長選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第9、議案第2号 蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第2号 蘭越町職員

の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

今回の改正につきましては、育児と仕事の両立支援を図るために地方公務員の育児休業法並びに国家公務員の人事院規則が改正されたことによるもので、法律から委任された事項や非常勤職員など常勤職員に準じて定める必要がある内容を地方公務員法の趣旨に従い同様の改正を行うものです。

主な内容としましては、子の出生の日から５７日間以内の非常勤職員の育児休業取得要件の緩和、それから、子が１歳以降の非常勤職員の育児休業の取得の柔軟化でありまして、このほか法令等との整合性を図る改正を行うものでございます。

それでは、参考資料②を御覧願います。

改正箇所は、アンダーラインを引いております。

はじめに、第２条は、非常勤職員のうち育児休業をすることができない職員を規定していますが、言い換えますと、この規定の要件に該当する者は取得できることを表しております。

まず、第２条の３号は、文書表現の修正とその下の（１）では、現行では子を養育している非常勤職員で、子が１歳６か月に達する日まで任期の見込みがない場合、育児休業を取得することができないとされておりましたが、右の改正後では、子の出生の日から第３条の２に規定する期間内、いわゆる８週までの期間内の育児休業については、１歳６か月での判断する日を、子の出生から８週間と６か月を経過する日までに前倒すことができるよう文言を追加し、取得要件を緩和するものであります。

２ページを御覧願います。

イでは、この要件のいずれかに該当する非常勤職員は、育児休業が取得できる職員として条文を整理するもので、現行のイにある規定を改正後の（ア）として、現行のウの規定を（イ）として整理するものであります。内容に変更はありません。

第２条の３は、育児休業法第２条第１項の条例で定める日として、３ページを御覧願います。第３号は、非常勤職員の子どもが１歳から１歳６か月までの期間で育児休業を取得できる要件を定めております。現行は１歳に達する日の翌日か、本人又は配偶者が育児休業を取得している場合は、その育児休業が終了する日の翌日を開始日とした取得に限定されておりました。右の改正後では、取得やその開始日を柔軟に設定できる

よう文言を整理するとともに、4ページにかけてですが、カタカナのア、イ、ウ、エの条文はその時の要件を規定するものでございます。

次の第2条の4は、非常勤職員の子どもが1歳6か月から2歳まで育児休業ができる日を規定しております。

5ページを御覧願います。

内容は、第2条の3と同様、1歳6か月に達する日の翌日などに限定されていた取得や開始日を、柔軟に設定できるよう改正するもので、右の改正後の第1号から第4号は、その時の要件を規定するものであります。

次に、第2条の5は、通常の育児休業とは別に妻の産後休暇中に主に男性職員が取得する育休についての期間を定めており、その期間は子の出生の日から57日間以内とされています。

現行の育児休業法では、第2条第1項ただし書きで規定されておりましたが、この度の法律改正によりまして、6ページの下段を御覧願います。改正後、第3条の2に育児休業法第2条第1項第1号として、条の移動を行いまして、法との整合性を図るものでございます。

6ページの上段を御覧願います。

次に、第3条でございますが、これまでの育児休業は、同一の子について、原則1回取得できるものであったことから、この第3条では、一度育児休業を取得した者が、再度育児休業を取得できる特別の事情を規定しておりました。現行では、一度取得してから3か月が経過していて育児休業等計画書を提出している場合に、特別の事情とするしておりましたが、この度の法令等の改正で育児休業が期間内に2回取得できるようになることから、第3条第5号の要件を削るものでございます。

これにより、現行の第6号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、併せて現行の第8号は、これまで対象が非常勤職員のみとなっていましたが、改正後の第7号では、任期を定めて採用された職員と文言を整理するものでございます。

次の第3条の2は、省略させていただき、7ページを御覧願います。

第11条は、育児休業等計画書を育児短時間勤務計画書に様式の名称を改めるものです。

なお、附則といたしまして、この条例は、令和4年10月1日から施行するものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただきますよう、お願い

い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番永井議員。

○5番（永井浩） 5番永井です。

育児休暇、男性もですね、取って育児に協力する体制というのは法律上、こういうふうにだんだんだんだん整備されてとっても良いことだと思うんですが、実際、どうでしょう。例えば、休まれた時に、休暇とった場合、その代替のね、職員はどうするのかとか、蘭越町ただでさえ人手不足なのに、とる人が遠慮してしまうような状況というのはないんでしょうかね。例えば、ほかの各省庁もそうですけども、例えば、自衛隊の場合はですね、予備自衛官制度というのがあって、そこで男子も女子もですね、育児休暇とかってとる場合はですね、同階級で仕事をした人を予備自衛官としてそこに充てるとか、期間でね、できるわけですけども、それは大きい組織だからできるんですけど、例えば、蘭越町とか本当にやっこの人数でより良い効果をあげるために一生懸命やってるけど、実際とれるのか、法律はあるけども、実際これを権利を主張できるのかなってというような状況というのは、これをリカバリーする制度がきちっとないとなかなかとれないのではないのかなと思いますが、例えば、今ね、ここにいらっしゃる管理職、課長職の方々が、はたしてとれる体制にあるだろうか。同等の権利があるわけですから、どこかの市長が育児休暇とりましたけれどもね、それもすごい批判がありましたよね。まだそういう体制にあるわけですね、日本ってね。職員の場合はどうなんでしょうかねっていうのが、法律はある、条例はできた、だけど実際とれるか、その代替えはどうするんだということを整備されないとなかなかとれないと思うんですよ。そのへんいかがなものかちょっとお伺いします。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 今回、提案させていただいた条例につきましては、簡単に言うと、会計年度任用職員の関係だと思います。ま

ず、職員につきましては、これまで同様にですね、職員の配置の中で、一定にカバーしながら、その中で人事配置を行いながら育児休業、もちろんそれを取り進めていただくような体制のほうは整えておりますけども、会計年度の関係ですけど、今現在ですね、1名育児休業取得しております。今後もですね、1名育児休業取得していただく予定の方がいらっしゃるんですけど、それらについても、一定の、言われているルールというものはまだ確立はしておりませんけども、内部の配置のほうでしっかり必要に応じて募集をかけたりですね、あと、その体制の中で内部でカバーできるところはしっかりカバーしながら体制を整えるなどして、育児休業については推奨してまいりたいというふうに、今後とも思っておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○5番（永井浩） たしかに会計年度職員かもしれないですけども、これはもう同じですよ。仕事内容なんか一緒にですから、例えば、会計年度職員はなんかそういうのとったらね、次、採用されないんじゃないかとかって、変に勘ぐったりするかもしれない。そんなことはないよっていうのをね、そこに既に誰かが採用されていたら、もう自分の復活した時にその人を辞めさせてですね、自分が入れるのかとか、また、これは職員も同じですけど、職員の例をとって言ったんですけどね、そのへんなんかきちとしたルールづくりとか、なければね、安心してとることもできないのではないかなって思うんですが、これからそういう体制づくりというのは、やっぱりしていかなきゃならないと思うんですけど、今後、どうするつもりでしょうか。

○議長（富樫順悦） 渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） 今もですね、育児休業に入られる会計年度任用職員の方は、当然、事前にですね、こういう制度がありますということで、こちらから是非、育児休業使っていただきたいということで推奨しております。今までも、これからもその考え方は変わっ

ておりませんので、当然、その育休という権利はありますので、会計年度で育休を使って、制度としてこれを活用して、町としての体制はこれを尊重して本人に奨励してまいりますので、今後の取組についてはそのように考えておりますので、御理解願います。以上です。

○議長（富樫順悦） 永井議員。

○５番（永井浩） 国でも奨励している、事業、事業と言いますかね、休暇なので、気安くとれるように、気安くとるっていうのはあれですけども、権利をですね、きちっと主張できるような体制というのは、小さな町かもしれないですけど、できるようにしてもらいたいなと思います。以上です。答弁はいいです。よろしくお願いします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第２号蘭越町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１０、議案第３号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北川建設課長。

○建設課長（北川淳一） ただいま上程されました、議案第3号工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、御説明いたします。

本年6月16日に契約締結の議決をいただきました、蘭越町総合運動公園野球場大規模改修工事について、一部設計の変更を余儀なくされたことから、地方自治法第96条第1項第5号及び蘭越町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

設計の内容の主な内容は、野球場スコアボードの補修に使用する資材について、当初はロシア産の資材を予定しておりましたが、ロシアからの調達が困難となり、その代替資材を国内から調達することとしたところ、資材価格の高騰により設計変更を余儀なくされたこと等によるものです。

では、参考資料③を御覧ください。

これは、議決をいただいた議案の写しであります。この中の契約内容のうち、3の契約金額について、本議案に記載のとおり、金6,930万円うち消費税金630万円を含むを、金6,952万円うち消費税632万円を含むに改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第3号工事請負契約の締結についての議決の一部変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

ここで10分間、休憩いたします。

再開は、14時5分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第11、議案第4号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

○総務課長（渡辺貢） ただいま上程されました、議案第4号令和4年度蘭越町一般会計補正予算第5号につきまして、御説明申し上げます。

現在、この会計の予算の総額は64億3,886万3,000円で、歳入歳出それぞれ3億9,343万8,000円を追加し、68億3,230万1,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

次に、地方債の補正ですが、追加及び変更で、第2表地方債補正によるものです。のちほど御説明いたします。

それでは事項別明細書の歳出から御説明いたします。

10ページを御覧願います。

2款総務費 1項総務管理費 4目財産管理費、補正額1,380万円。14工事請負費1,380万円。旧港小学校体育館ほか解体工事で、建物の経年劣化等により屋根の損傷や躯体の多くに亀裂が入り、また、屋根からの雪の堆積により道路交通に支障を来すことから、旧体育館の解体費用1,050万円、また、研修農場内の納屋・物置4棟の解体費

用３３０万円の補正をお願いするものです。

５目企画費、補正額２９０万７，０００円。特定財源のその他１１１万円は、自動車損害共済金２５万８，０００円、地域情報通信基盤設備移設補償金８５万２，０００円。１０需用費２５万８，０００円。修繕料で、町有バスらんらん号の運行中に車両後部の左バンパーをガードポールに接触させてしまい、車両の一部が破損したため、その修理費用をお願いするものです。１１役務費２６４万９，０００円。地域情報通信基盤施設移設等手数料で、光ケーブルの接続及び電柱架替による移設の増加により、予算に不足が生じることから追加をお願いするものです。

１４目防災対策費、補正額２０万６，０００円。１１役務費２０万６，０００円。行政通信システム機器移設等手数料で、町道黄金湯里線に設置の行政通信システム回線の不具合を解消するため、道路横断のための専用電柱等の設置をお願いするものです。

１６目財政調整基金費、補正額２億９，０００万円。２４積立金２億９，０００万円。前年度繰越金、普通交付税、臨時財政対策債の確定により、財政調整基金に１億５，０００万円、公共施設整備基金に１億４，０００万円をそれぞれ積み立てするものです。これにより、財政調整基金の残高は、１５億１，０７２万円、公共施設整備基金の残高は、２５億２，６０３万円となり、一般会計における基金残高は、４８億２，１６３万円となります。

次の、１７目新型コロナウイルス感染症対策費につきましては、参考資料④で御説明いたしますので御覧願います。補正額は４，４８７万４，０００円です。

歳入になります。

特定財源の国道支出金４，４７７万１，０００円の内訳でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金１，２６４万２，０００円、同じく接種体制確保事業補助金６４９万３，０００円、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金２，３１５万８，０００円、市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金２４７万８，０００円です。また、特定財源のその他９万５，０００円は、社会保険料です。

つづいて、歳出になりますが、一点目は、新型コロナウイルスワクチン接種事業で、事業費は１，９２３万円で、財源は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、同じく接種体制確保事業補助金及び社会保険料です。事業内容は、現在、新型コロナワクチン４回目の接種を高齢

者等から一般接種へと順次実施しておりますが、これと併せて、高齢者等の5回目の接種に向けての準備を取り進めるため、この接種業務に必要な費用の補正をお願いするものです。事業費の内訳でございますが、報酬248万9,000円は、保健師・看護師等の会計年度任用職員報酬及び時間外勤務手当です。次の、職員手当等68万3,000円は、職員の時間外勤務手当管理職員特別勤務手当、会計年度任用職員の期末手当です。次の、共済費30万9,000円は、市町村職員共済組合等負担金及び社会保険料です。次の、需用費64万1,000円は、ファイルほか消耗品費、食糧費、消毒用エタノールほかの医薬材料費です。2ページになります。役務費46万1,000円は、接種券等の郵送料、専用電話料、接種料請求事務取扱手数料です。次の、委託料1,402万5,000円は、臨時運転業務委託料12万3,000円、接種券ほかの印刷業務委託料70万円、接種業務に係る委託料1,313万8,000円、医療廃棄物収集業務委託料6万4,000円です。次の、使用料51万2,000円は、接種管理システム使用料20万4,000円、送迎車両の借上料30万8,000円です。最後の、負担金11万円は、健康管理システム改修負担金です。

2点目は、蘭越町高齢者世帯等生活支援事業で、事業費は、633万6,000円で、財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金385万8,000円、市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金247万8,000円です。事業内容は、コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受ける高齢者世帯等に対して生活・暮らしの支援を図るものです。なお、支給要件は、北海道の基準に基づき、非課税となる65才以上の高齢者世帯及び障がい者が属する世帯に対して1世帯当たり1万2,000円の現金給付を行うものです。事業費は、蘭越町高齢者世帯等生活支援事業補助金633万6,000円で、65才以上の非課税世帯528世帯を対象として補正をお願いするものです。

3点目は、バス事業者新型コロナウイルス感染症対策支援事業で、事業費は30万円で、財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は、本町の生活交通路線の運行を行う民間バス事業者に対し、原油価格や物価高騰分を含む感染症対策として支援するので、事業費は、バス事業者新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金30万円です。

4点目は、農業経費高騰対策支援事業で、事業費は、1,900万円で、

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金です。事業内容は、コロナ禍において原油価格の高騰、また、ビニール資材や運送経費といった農業資材等の影響を受ける農業者に対し、農業経営の安定を図るため支援を行うものです。事業費は、農業経費高騰対策支援事業補助金で、詳細ですが、一つ目に農業経営者205名に対し定額3万円を支援するものとして615万円、二つ目は、乾燥灯油及び免税軽油を使用する農業者に対し、燃料購入量に応じてその一部を助成するものとして1,285万円の合わせて1,900万円の補正をお願いするものです。

最後に、一番下段の子育て世帯への臨時特別給付金返還金8,000円につきましては、令和3年度事業実績に基づき国へ返還するものです。

申し訳ございませんが、補正予算書13ページにお戻りください。

2款総務費 2項徴税費 2目賦課徴収費、補正額101万5,000円。22償還金利子及び割引料101万5,000円。町税過誤納金還付金及び還付加算金で、法人町民税の更正に伴う法人税割の還付、また、個人町民税の所得更生によるものです。

2款総務費 3項戸籍住民基本台帳費 1目戸籍住民基本台帳費、補正額246万7,000円。特定財源の国道支出金246万7,000円は、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金です。本町におけるマイナンバーカードの普及促進を図るため、国の補助金を活用し、出張申請受付方式としまして役場職員が町内の各世帯を訪問し、高齢者等の申請手続きをサポートするなど、カード交付事務に必要な所要経費の補正をお願いするものです。10需用費150万円。消耗品費で、マイナンバーカードの申請手続きを行っていただいた方に対し、一人につき1,000円分の商品券を贈呈するもので、1,500人分の商品券の補正をお願いするものです。11役務費68万4,000円。インターネット接続料10万4,000円は、各自宅等での申請受付事務に当たって必要となりますスマートフォンの接続料です。14ページになります。郵便料58万円は、申請手続きを終えて完成したマイナンバーカードを各自宅へ簡易書留で郵送するものです。13使用料及び賃借料28万3,000円。電話機器設備賃借料で、職員が各自宅等へ訪問し、申請手続きをサポートするに当たってはスマートフォンを利用するため、その申請事務に必要な機器としてスマートフォン9台を借上げするものです。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、補正額 43 万円。特定財源のその他 40 万円は、地域福祉基金指定寄附金です。7 報償費 1 万 6,000 円。退任民生委員記念品で、民生委員改選期における退任者が 4 人となり、予算に不足が生じることから、追加補正をお願いするものです。10 需用費 1 万 4,000 円。消耗品費で、退任民生委員に係る額縁の購入費用です。24 積立金 40 万円。地域福祉基金積立金で、2 件の寄附がありましたので、積立させていただくものです。

6 目自立支援給付・措置費、補正額 53 万 3,000 円。22 償還金利子及び割引料 53 万 3,000 円。障がい者医療費負担金返還金 4 万 3,000 円、自立支援給付負担金返還金 35 万 6,000 円、障がい児施設措置費負担金返還 13 万 4,000 円で、いずれも令和 3 年度の実績に基づき国及び道へ返還するものです。

3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目児童福祉総務費、補正額 197 万 5,000 円。特定財源のその他 140 万円は、子ども・子育て基金指定寄附金です。22 償還金利子及び割引料 57 万 5,000 円。子どものための教育・保育給付費負担金返還金 13 万 9,000 円。次のページになります。子ども・子育て支援交付金返還金 42 万 3,000 円。子どものための施設等利用給付交付金返還金 1 万 3,000 円で、いずれも前年度実績に基づき、国及び道へ返還するものです。24 積立金 140 万円。子ども・子育て基金積立金で、3 件の寄附がありましたので、積み立てさせていただくものです。

3 目蘭越保育所費、財源内訳の変更で、特定財源の国道支出金 17 万 7,000 円は、保育対策総合支援事業費補助金で、新型コロナウイルス感染症対策に伴う保育環境の改善事業として国から交付決定を受けたため、財源内訳を変更するものです。

4 目昆布保育所費、こちらも財源内訳の変更で、特定財源の国道支出金 3 万 1,000 円は、前目の蘭越保育所費同様、保育対策総合支援事業費補助金で、国から交付決定を受けたため、財源内訳を変更するものです。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費、補正額 135 万 6,000 円の減。特定財源のその他 9 万 5,000 円の減は、社会保険料です。コロナワクチン接種業務が今後も継続して実施が予定されることから、事務業務を担っております会計年度任用職員の報酬等につきまして、当科目から 2 款の新型コロナウイルス感染症対策費へ予算科目を

移行させていただくものです。1、3、4は、説明を省略させていただきます。16ページになります。

4款衛生費 2項清掃費 3目浄化槽整備費、補正額331万3,000円。特定財源の国道支出金34万3,000円は、浄化槽設置整備事業補助金です。18負担金補助及び交付金331万3,000円。浄化槽設置整備事業補助金で、浄化槽の補助申請件数の増加によるものです。

6款農林水産業費 1項農業費 3目農業振興費、補正額361万4,000円。特定財源の国道支出金361万4,000円は、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金61万4,000円、農地利用効率化等支援事業補助金300万円です。18負担金補助及び交付金361万4,000円。農地利用効率化等支援事業補助金300万円は、農業者1名が、国からの事業採択を受けましたので補助するものです。次の、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金61万4,000円は、実施主体となります蘭越町畑作組合が、国からの事業採択を受けましたので補助するものです。

7目は場整備事業費、補正額467万6,000円。農家負担軽減対策に伴う受益者負担率及び事業費の変更に係る補正になります。特定財源の国道支出金149万1,000円は、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金43万3,000円、中心経営体農地集積促進事業補助金105万8,000円です。地方債の230万円は、大谷地区ほか5地区の道営農地整備事業債です。その他145万5,000円の減は、大谷地区ほか6地区の道営農地整備事業分担金です。12委託料44万7,000円の減。客土運搬業務委託料で執行残です。18負担金補助及び交付金512万3,000円。負担金として、豊国地区道営農地整備事業250万円、蘭越地区道営農地整備事業50万円、目名二期地区道営農地整備事業200万円。次のページになります。北海道土地改良事業団体連合会12万3,000円、いずれも追加で、事業費の変更によるものです。

13目研修農場費、補正額1,010万5,000円。特定財源の国道支出金1,000万円は、農山漁村振興交付金です。国の交付金を活用し、薬用植物を軸とした地域活性化を推進するため、所要の経費の補正をお願いするものです。8旅費40万4,000円。職員旅費で、薬用植物に係る食品展示会への出展に伴う東京出張旅費です。10需用費28万7,000円。消耗品費12万2,000円は、薬用植物試験栽培に係

る消耗品で、次の印刷製本費 16万5,000円は、PR用チラシ・パンフレットの制作費です。11 役務費 488万円。薬用植物成分試験手数料 363万円は、延命草や発毛・育毛剤の活用試験等に係る費用をお願いするものです。次の、食品飲料展示会参加手数料 125万円は、東京インターナショナルギフトショーほかへの出展料等の補正をお願いするものです。12 委託料 379万5,000円。薬用植物栽培地域活性化業務委託料で、薬用植物下阿達などを活用した商品開発、また、高齢者雇用農複連携の推進業務を委託するものです。13 使用料及び賃借料 73万9,000円。除雪機等借上料です。6 款農林水産業費 2 項林業費 2 目林業振興費、補正額 115万3,000円。特定財源のその他 115万3,000円は、森林環境譲与税基金繰入金です。18 負担金補助及び交付金 115万3,000円。18 ページになります。林業機械等導入事業補助金で、林業事業体が機械等の導入に対して森林環境譲与税を活用し、導入費用の2分の1を支援するものです。

7 款商工費 1 項商工費 5 目交流促進センター雪秩父費、補正額 60万5,000円。10 需用費 60万5,000円。修繕料で、チセヌプリトイレの内部配管が劣化により破損したため、配管及び設備の修理をお願いするものです。

8 款土木費 4 項住宅費 1 目公営住宅管理費、補正額 532万4,000円。特定財源の国道支出金 266万2,000円は、社会資本整備総合交付金です。12 委託料 532万4,000円。昆布B・C団地改修実施設計委託料で、社会資本整備総合交付金要望事業の前倒しにより、老朽化した昆布B・C団地の屋根改修に係る実施設計について、補正をお願いするものです。

2 目町営住宅管理費、補正額 190万円。10 需用費 190万円。修繕料で、蘭越駐在所の裏側の公宅でございますが、経年劣化により屋根トタンの腐食が進み、宅内で一部雨漏りも発生していることから屋根の張替修理をお願いするものです。

8 款土木費 5 項都市計画費 1 目公園管理費、補正額 125万円。特定財源のその他 125万円は、森林環境譲与税基金繰入金です。12 委託料 125万円。桜づつみ樹木捕植ほか剪定委託料で、令和元年に開基120年を記念し、ニトリ財団から寄贈を受けて植樹した桜54本につきまして、補植や剪定といった専門的な管理が必要なことから、森林環境譲与税を活用し、適正な維持管理を行うものです。

1 1 款災害復旧費 1 項農林水産業施設災害復旧費 1 目農地災害復旧費、補正額54万4,000円。1 2 委託料54万4,000円。排水作業委託料で、本日の行政報告でも報告させていただきました、8月16日の大雨により冠水しました水田・畑の水を緊急に排出するため、排水ポンプ車及び照明車両等の出動費用をお願いするものです。次のページになります。

1 1 款災害復旧費 2 項土木施設災害復旧費 1 目現年発生単独災害復旧事業費、補正額410万3,000円。1 0 需用費222万2,000円。修繕料で、前項と同様、8月16日の大雨により町道鮎川線の法面の一部が崩落したため、法面シート張り、土のう工といった応急復旧費用をお願いするものです。1 2 委託料188万1,000円。町道鮎川線災害復旧調査設計業務委託料で、法面崩落等に係る本工事へ向けて調査設計が必要となることから、補正をお願いするものです。

つづいて、歳入に戻ります。6ページを御覧願います。

1 2 款地方交付税 1 項地方交付税 1 目地方交付税、補正額2億5,039万2,000円。1 地方交付税2億5,039万2千円。普通交付税の追加によるものです。

1 4 款分担金及び負担金、次のページになります。1 6 款国庫支出金。8ページになります。1 7 款道支出金、1 9 款寄附金、2 0 款繰入金は説明を省略します。

2 1 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額1億1,270万円。1 繰越金1億1,270万円。前年度繰越金です。次のページになります。

2 2 款諸収入は、説明を省略いたします。

次の、2 3 款町債 1 項町債 4 目農林水産業債は、説明を省略します。

9 目臨時財政対策債、補正額4,136万8,000円の減。1 臨時財政対策債4,136万8,000円の減です。

次に、3ページを御覧願います。

第2表地方債補正につきまして、御説明いたします。

追加で、起債の目的は公共事業等債で、大谷地区道営農地整備事業ほか5地区の事業債を追加するもので、限度額を230万円とするものです。

次に、変更でございまして、臨時財政対策債ですが、補正前の限度

額は7,300万円でしたが、4,136万8,000円を減額し、3,163万2,000円とするものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変更ございません。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議いただきますよう、お願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

6番向山議員。

○6番（向山博） はい。6番向山です。

ちょっと関連で質問させていただきたいんですけども、防災対策費のことで、各家庭についている防災無線、その関連で質問させていただいてよろしいでしょうか。

実はですね、先日、お祭りで地区の神社の草刈りをしていた時に、ある事柄をお話していたら、タベ無線で流れたよねっていう話から、私のところは去年の秋から無線繋がっていないのでわかりませんと言われました。多分、町のほうはそのことを把握していないと思いますけど、まず、それはいかがですか。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 向山議員の行政通信システムの御質問にお答えさせていただきます。

町のほうではですね、行政通信システムを各家庭に配置した時点で、配置先はちょっと承知はしているんですけども、放送が流れてうるさいですか、無料の電話ですね、使用されないということで、意図的に個人で外されている方もいらっしゃると思いますので、そういう方については、町としては把握しておりませんので、もし繋がっていないとかですね、そういうお話とかがありましたらですね、線が断線して繋がっていないとか、そういう御連絡がありましたらですね、その都度、町にちょっと教えていただければすぐ修理にちょっと伺うように手配したいと思います

ので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 向山議員。

○6番（向山博） はい。分かりました。

実は、私も去年、一昨年まで工事していただいても、よくもって1か月なんですよ。1か月经ったら繋がらなくなるんですよ。それで、4回、実はお願いした経緯があります。4回目になるとなかなか言いづらくて、もういいやってなっちゃうんですよ。最後のほうには、朝、昼、晩の流れるのは流れますけど、電話のほうは一切使えなくて、まあそれでもいいやと思っていたんですよ。今回、その繋がらない方も、もう面倒くさいからいいやっていうかたちなんですよ。それで、なんか木の枝が邪魔しているから繋がらないって、そのパナソニックさんの方は言うんですけども、冬になるとその電波が反射してたまたま聞こえるらしいんですよ。それで、これは不確かな情報なんですけども、なんか三和の方もでなんか繋がっていない方もいるそうなので、これ一回、町で調査したらいかがですか。この間の大雨情報流れたのも一切聞いていないんですよ。何かあったら、これ大変だと思うんですけども、どうでしょうか。これ。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 向山委員の御質問にお答えさせていただきます。

行政通信システムなんですけど、設置してからですね、もう既に5、6年ほど経過している箇所もありまして、その時の、その時と今現在とですね、木の成長等もありまして、木の葉っぱと言うのかな、葉がですね、邪魔して、通信がうまくいっていないようなところもございます、そういうところにつきましては、その業者さんをですね、派遣して、ちょっと調査を行ってですね、通信障害を解消するように、町としても務めておりますので、そういう場合はですね、大変お手数おかけして申し訳ないんですけども、町のほうに連絡をいただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

９番柳谷議員。

○９番（柳谷要） １８ページ、一番下の欄でございます。排水委託料について伺います。この委託の用語なんですけど、委託発注が町という意味にとられるんですが、そのへんのところ詳しくお願いします。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 柳谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

御質問の主旨が排水作業委託料の関係でよろしいですか。はい。それで、排水作業委託料なんですけども、こちらですね、農家の方からですね、排水ポンプ車の派遣要請、町のほうでありまして、それを受けまして、町のほうから小樽開発建設部のほうに排水ポンプ車の要請をしております。それで、内訳としましては、排水作業時のですね、人件費、排水ポンプ車の人件費とあとそれに伴うですね、燃料費が予算内訳となっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○９番（柳谷要） そうすると、尻別川に注ぐ中小河川の処理については、ポンプ車を使うことがこれで載っているんですが、内水処理の責任は町で負っているものなんですか。そのへんのところちょっとお願いします。

○議長（富樫順悦） 今野総務課参事。

○総務課参事（今野満） 一応ですね、御質問にお答えします。

一応、この排水作業なんですけれども、樋門を閉鎖したことによって、支流から本流のほうに、なんだろう。水の流れが行かなくなった、流れなくなったことに伴いましてですね、その関係で田畑のほうに冠水して町のほうに、その本流のほうに水を送るのにですね、排水ポンプ車の要請がありまして、それに対応しているような状況となっております。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 担当の係長、苦しい答弁してるから、ちょっと質問を窮するんですけども、この排水処理の一番の責任者は開発局ですよ。町ではないんですよ。私はそういう問題意識でこれを見ております。前回もあったんですよ。最終的に町長の見解を伺いたいんですが、実は、町とその上級官庁、土現もそうですが、土現というか、振興局もそうなんです。町とほかの官庁との関係というのは、持ちつ持たれついろいろ助け合ったり、いろいろさまざまな裁量が生かされなければならないというふうに、私も思っています。開発局については、浚渫の土砂を大量に土地改良事業に供給、無償で供給したり、運賃だけでいいよって言って、運賃あんた方負担しなさいって言って供給してくれている、そういう関係があるわけですね。そこで是非ともね、これ、予算を私は反対はしませんけど、是非とも頭に置いてほしいのは、自治体が国の事業に予算を出すというのは地方財政法に違反しているんですよ。だめですよっていうことになっているわけです。そんなこと無制限にやったらもう大変だったっていうことですね。ですから、そのことを頭に置きながらこの55万円を眺めるとどういうことになるかということ、恒常化して、当然視されるっていう、復旧する側の町も当然だと、開発局も当然だということになったら、これはルール違反を認めることになるんですよ。ですから、もし何かありましたらね、議会でこういう議論があって、実はっていうことが言えるような、そういう余白を残しておかないとまずいと思って、私は発言したんですが、町長の見解を伺えればありがたいです。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 柳谷議員の御質問にお答えします。

今回の排水作業をお願いしたというのは、あくまでも災害対応です。と言うのは、尻別川の河川という部分は開発の中で管理をしております。ただし、この水については、堤内です。ですから、一般の農地、そういう部分が冠水する、そうした時に町として防災対策の一環として、本来であれば町がこのポンプ車を所有をして、そこで排水対策ができればいいんですが、そういう性能を持っていない。そういう中で、国が持っている機械をお借りして、そしてその部分を町のほうで借りた部分の人件費等

を含めてお支払いするというかたちですから、この部分はあくまでも防災対策の一環として町が判断をして、出動を要請して、お願いしたという部分の中で御理解を願いたいというふうに思っております。以上です。

○議長（富樫順悦） 柳谷議員。

○9番（柳谷要） 町長と基本的に考え方が違うので、そのことだけ一つ申し上げたいと思います。実は、堤内の中小河川の水の処理というのは、混流、尻別川に流れていくんですね。当然、流れ行くものとして、流量の調節を水門でやるわけですよ。その時に水門を止めて逆流を防ぐ状態になった時に、依然として山から水が来るといった状況になった時、ポンプ車を配置したのは開発局ですよ。これは燃料代かなんかだと思うんですが、燃料代、人件費、そのほかを町に要請するというのは、そういう合意というのは、私はちょっと無理があるのではないかなって、あくまでもポンプを増強して施設するのは開発局の責任ではないかというふうに思って、移動用のポンプであろうと何であろうと、町に復旧させるというのは越権行為だというふうに思うんですが、そのへんどうでしょうか。

○議長（富樫順悦） 金町長。

○町長（金秀行） 御質問にお答えします。

尻別川に設置している水門については、増水した時に逆流を防ぐために水門を閉じます。ただ、議員がおっしゃっているとおり、そうすると堤内から来る水をどうすればいいんだというかたちです。本来であれば、開発局も国等の中でいろんな移動のポンプも含めて、それを防ぐためのポンプとか、そういうものを設置をしていただければ、それは町としてはありがたいんですが、それを全部してしまうと、開発局としてもなかなか整備するということとはできない。そして、道管理、そういうふうになってくると、ますますそういうこともできていない。ですから、あくまでも今回の処置については、防災対策として、洪水になる、それが畑が冠水する、作物が被害を受ける、そのためにあくまでも町が判断をしてその水を堤外に戻してほしいということの判断の部分で排水ポンプ車を町がお願いをしたと、開発がやったのではなく、町からお願いをして出動を

していただいたというふうに理解していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。
7 番難波議員。

○7 番（難波修二） はい。7 番です。

1 3 ページで2点お尋ねしたいと思います。

農業経営費高騰対策支援事業1, 900万円、これは、これ自体は非常に良いことだと思うんですけども、今、説明を聞きますと、全農家に3万円プラスこれからの収穫時期の使用する燃料代等に助成をするということで1, 900万円ということです。以前もこういう、確か同僚議員からちょっとあったような気がするんですけども、困窮しているのは農業の方だけではないんじゃないのかと、やっぱりそういう意味では、この対象を農業経費だけでなく、それ以外のいわゆる業種というか、そういう方に対してもということは考えられないのかなと、公平性という観点から言うと、やっぱりなんとなくそのへんが、ちょっとどうかなという、率直な感想として感じるところです。加えて、農業者に対する燃料費高騰の支援というのは、昨年度から今年にかけて1, 000万円の燃料費の助成事業をやっているわけです。それを考えると、ちょっとなんかこう偏重しているのではないかという、そういう気がするのですけれども、そのへんについてのお考えをお尋ねしたいと思います。

それから、一番下のマイナンバーカードの、この国から246万7, 000円来たという、これらを使って事業をやるということですけども、私の理解では9月いっぱいだと思っているんですよ。国のポイントを付与するっていう、それ以前のカードの交付を受けるということに対する支援だと思うんですけど、これから先、あと9月末までとすれば、あと2週間くらい間の、これを対象とする事業なのか、それとも今までの全部の方を対象とするものかという、そのあたりのちょっとよくわからないんですけども、遅きに失しているんじゃないかと、国のこの事業のね、創設というのは、そういう気もしないでもないんですけども、中身は商品券を1, 500件分買うということでしたので、なんなんだろうという、そういう気がするんですけど、もう少し中身についてお知らせください。

○議長（富樫順悦） 田縁農林水産課長。

○農林水産課長（田縁幸哉） 難波議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今回の農業経費の高騰対策支援事業ですが、行政報告のほうでもありましたとおり、農業委員会、それから畑作の生産組合、JAからですね、要望がありまして、御承知のとおり、資材、燃料、それから肥料等ですね、高騰しておりまして、なかなかそれがですね、生産物のほうに価格の転嫁といいますか、そういうものが難しい、そういうことでですね、非常に農業者困窮しているというような、そういうような御要望ありましたので、検討して、このような補正予算をお願いしたところでございます。昨年度ですね、昨年度から繰り越して、今年度ですね、農業者一律2万円と、それから免税軽油ですね、この5月、6月分の使用量に対して補助をしておりますけれども、これにつきましてはですね、豪雪ですね、雪のそういう関係で燃料費がですね、増大するというようなことで、支援をしておりますので、基本的には今回の対策と、ちょっと意味合いが違うというようなことで御理解いただきたいと思います。

○議長（富樫順悦） 北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） マイナンバーカードの件についてお答えいたします。

議員、御指摘のとおりですね、国で今、ポイント事業やってまして、それが9月いっぱいまでの申請ということで、そのポイントが付与されるということになってございます。今回の補正予算お願いしているですね、消耗品150万円ですか、これに関しては、10月以降にカードを作成していただいた方に贈呈するという考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） はい。産業課長の答弁、それは理解しているんです。私が言いたいのは1,000万円の豪雪の時の議論だったと思うんです。

けども、農業者だけでいいのかと、困っているのはみんなだぞっていう、その公平性をどう考える、政治的に判断するべきかと、そういうことなんです。だから、これはこれでいいっていうふうに、私、申し上げたんですけども、それ以外の方は、何だ農家の人ばかりっていうね、そういうふうに思われることに対する町としてのやっぱり考え方というのはしっかり持ったほうがいいのではないかと、やっぱり商売されている方、どなたもやっぱり物価高や燃料費の高騰に困っているというのは事実なわけですから、それに対して農業の団体から言われたから出しますということでは、ちょっとやっぱり違うんじゃないですかという、私の考え方です。

それから、マイナンバーカード、１０月以降ということ、１０月以降はいわゆるポイント付与がなくなるということで、それに代わるものとしてという、そういうことだということ、理解をしました。私の思惑ではおそらく国は相当事業費が余っているから、１０月以降もなんらかの延長なりもやるんじゃないかなと密かに思っているんですけども、私も先日やったんですけども、それは面倒くさいなと思っていたんですけども、交付税算入に関わるよということが分かったので、それだったら議員としてやんなくちゃだめだなと思ってやったわけです。非常に親切丁寧に教えていただいて、しっかりとポイントもいただくこともできたんですけど、まだ確認していませんけども、是非やっぱり、交付率を上げていくためにはこういうことをやるというのは良いことだと思うんですけども、全額国の補助ですから、少し町で色を付けてね、多少はということはあるといいのではないかっていう気もしないでもないんですけども、そのへんを含めて、もう一度御答弁いただければと思います。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 難波議員の御質問にお答えします。

担当課長言いましたように、３月の定例会では農業者に同じような補助金を出し、夏の議会の時には商工会の皆さん方に１００％のプレミアム商品券を発売すると、今回また農業者への補助金ということで、その時々、厳しい質問をいただきまして、公平なんのかという、今回もそうですけども、そういう質問ですけども、やはりその時々ですね、前回もお話させてもらいましたけども、やはり行政の考えるタイミングと、

それから対象企業と言いますか、対象の団体、そういったものをですね、集中と選択という中で兼ね合わせた上で、当然、財源のこととも考え合わせた上で今回のこのような提案をさせていただいたということです。切り口はやっぱり違いますけれども、国もですね、今回のコロナに関しましては、非課税世帯にまた5万円を給付するとか、あるいは今回、うちもまた北海道の補助を受けて1万2,000円の高齢者に対する助成を出すと、そういった切り口は違いますけれども、本当にいろんな面でですね、あらゆる場所からあらゆるところに助成をしていると、そういうところも行政としては、広く考えながら、では今、何が必要か、財源がどれだけあるんだと、その中で、農業者に対して、非常にこの秋に向けての収穫作業に向けて、必要なものがあるんだというその中で助成をさせていただくと、そういうことで、広く御理解いただければなということでございます。

それとマイナンバーにつきましては、議員御承知のとおり、交付税という、非常に町村が大きな財源として扱っている交付税に影響があるということの中で、国が強く推し進めてきております。したがって、私どももやっぱり最低60%、市民の60%を加入させなければそちらのほうに影響が出ると、明日もまたこれですね、緊急に北海道のウェブ会議があって、副町村長も聞いてほしいというお話ですので、また強行の話があるんだろうなというふうに考えてますけれども、その中で、マイナポイントについては9月までの申請ということですけども、当然、それ以降も順次取り扱って、この申請の率を上げていかなければならないと、そういう立場の中で今回、この補助金をつけてインセンティブ与えていきたいということでございますけれども、もう少し色付ければ本当にいいんでしょうけれども、やはり何と言いますか、本来的にはそれぞれの個人がマイナンバーについての思いというものをしっかり持って、それぞれ自主的に、実はそのマイナンバー持つ、皆さん作ってから何か月も経っているわけですから、その中で既に申請をしていただければ良かったんですけども、なかなかそうはなっていない実態の中で、本当にまずは最低限の中で町は独自の施策で9月以降進めていきたいと、そういうことで今回、補正予算を上程させていただきましたので、御理解いただければと思います。以上です。

○議長（富樫順悦） 難波議員。

○7番（難波修二） あらかた理解をいたしました。

今の答弁で、ここの蘭越町高齢者世帯等生活支援事業というのは、道の補助受けた町単独の事業という理解でよろしいですか。これについても、町が創設したものだという、そういう理解でいいですか。どこの町村でもやっているというのではなくて。町の。ちょっとそこで今、質問します。

○議長（富樫順悦） 山内副町長。

○副町長（山内勲） 北海道ではですね、基本的に2分の1を助成するので、予算の範囲内ですから、これはきちっと2分の1になっていませんけども、その中で助成をするので、取り組む町村があったら手を挙げてくださいということで、蘭越町としてはこの1万2,000円、最低ですね。ほかの町村ではもう少し大きな額をやっているところもあるというように聞き及んでおりますけども、1万2,000円を限度額に北海道としてはやっていただきたいということで、蘭越町としては取り組んだということです。以上です。

○議長（富樫順悦） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第4号令和4年度蘭越町一般会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第４号は原案のとおり可決されました。
ここで１０分間、休憩いたします。
再開は、１５時１０分といたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 日程第１２、議案第５号令和４年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第５号令和４年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算第１号について、御説明いたします。

東京シミックホールディングス様から株主優待品として、らんこし米の購入数量が昨年よりも増加したことから予算の補正をお願いするものです。

この会計の、現在の歳入歳出予算の総額は７，３９３万４，０００円でございます、この総額に１，２３９万２，０００円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ８，６３２万６，０００円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

６ページを御覧願います。

１款総務費 １項総務管理費 １目一般管理費、補正額１３０万円。特定財源その他１３０万円につきましては、売店売上収入です。２４積立金１３０万円の追加。地域振興事業財政調整基金積立金です。

２款事業費 １項事業費 １目売店事業費、補正額１，１０９万２，０００円。特定財源その他１，１０９万２，０００円につきましては、売店売上収入です。１０需用費１，０８３万２，０００円。消耗品費５０万７，０００円の追加。米袋追加発注によるものです。売店用品１，０３２万５，０００円の追加。町内米穀店４社へらんこし米追加

発注によるものです。１１役務費１０万５，０００円。通信運搬費１０万５，０００円の追加。らんこし米発送による郵便料の追加によるものです。２６公課費１５万５，０００円。消費税１５万５，０００円の追加。課税対象額が増加になったため追加するものです。

歳入につきましては、歳出で御説明しましたので省略いたします。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第５号令和４年度蘭越町地域振興事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第１３、議案第６号令和４年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

北山住民福祉課長。

○住民福祉課長（北山誠一） ただいま上程されました、議案第６号令和４年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算第２号につきまして、御

明申し上げます。

この会計の現在の予算の総額は、2億3,393万9,000円で、この総額に9万円を追加し、予算の総額を2億3,402万9,000円とするものです。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものです。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費、補正額9万円。18負担金補助及び交付金9万円の追加。北海道自治体情報システム協議会への負担金で。税制改正に伴う国保標準システム改修費用に対する負担金です。

次に歳入について、御説明いたします。5ページを御覧願います。

5款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額9万円。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第6号令和4年度蘭越町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第14、議案第7号令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

水上商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（水上昭広） ただいま上程されました、議案第7号令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算第1号について、御説明いたします。

この会計の、現在の歳入歳出予算の総額は2億4,041万8,000円でございます、この総額に184万8,000円追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,226万6,000円とするものでございます。

また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出から御説明申し上げます。

6ページを御覧願います。

1款総務費 1項総務管理費 2目財産管理費、補正額184万8,000円。10需用費184万8,000円の追加。修繕料で、ヒートポンプ導入に伴い重油使用量が大幅に減少となり、現在設置している大容量1万リットルの地下タンク内に結露が発生し、ボイラー設備への不具合やタンクの劣化が進む恐れがあるため、新たに小容量1,000リットルタンクに切り替え、地上に設置すること補正をお願いするものです。

つづいて歳入について御説明いたします。

5ページを御覧願います。

3款繰越金 1項繰越金 1目繰越金、補正額184万8,000円の追加。前年度繰越金です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（富樫順悦） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第7号令和4年度蘭越町温泉旅館幽泉閣事業特別会計補正予算を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（富樫順悦） 日程第15、認定第1号から認定第11号まで、令和3年度蘭越町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

代表監査委員から決算審査の報告を求めます。

坪田代表監査委員。

○代表監査委員（坪田和昭） ただいま、議長より報告を求められました決算審査意見につきまして、御報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、町長から提出された令和3年度蘭越町一般会計、各特別会計決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書並びに財産に関する調書について、令和4年8月17日から8月29日まで、実質6日間、柳谷監査委員とともに審査をさせていただきました。

審査に当たっては、決算書に基づき関係諸帳簿及び証拠書類などにより照査、検討を行わせていただきました。その結果、決算は計数的に正確

であり、内容についても適正であると認められました。

なお、本町を取り巻く社会経済情勢は、依然として厳しい状況が続いておりますが、新型コロナウイルス感染症影響を最小限にとどめ、町政の抱える緊急かつ重要な課題への取組を展開し、費用対効果を見極めながら事務事業の推進を図っていただきたいと切に希望をします。

終わりになりますが、決算審査に当たって、関係書類の整備が適切になされていたことについて、各関係職員の努力に敬意を表します。

以上、簡単ではございますが、決算審査報告とさせていただきます。

○議長（富樫順悦） これをもって代表監査委員からの決算審査の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件につきましては、議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は議員全員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました、決算特別委員会の正副委員長の出選は、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、正副議長、各常任委員長、議会運営委員長により選考の上、選出することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

○議長（富樫順悦） 再開いたします。

○議長（富樫順悦） 選考委員長から選考結果の報告をお願いします。

8番赤石議員。

○ 8 番（赤石勝子） 決算特別委員会の委員長及び副委員長の選考結果を報告いたします。

委員長は、7 番難波議員。副委員長は2 番金安議員を選考いたしましたので報告いたします。以上でございます。

○ 議長（富樫順悦） お諮りいたします。

ただいまの選考委員長の報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員長には7 番難波議員、副委員長には2 番金安議員と決定いたしました。

なお、決算特別委員会の日程につきましては、1 6 日、午前1 0 時から開催いたしますので、お知らせをいたします。

○ 議長（富樫順悦） 日程第1 6、意見書案第1 号国土強靱化に資する道路整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5 番永井議員。

○ 5 番（永井浩） ただいま上程されました、意見書案第1 号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書について、御説明申し上げます。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、我が国の食料供給を担うとともに、本道特有の歴史や気候などを有しており、北海道ならではの独自性やなどや優位性を活かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指しています。

今後は、北海道の強みである食や観光に関する地域が持っている潜在力が最大限発揮されますよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要ですが、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保するため、国においては、次の1 番、関係予算の所要額の確保と地域実態に鑑みた予算の重点配分から、次のペー

シになりますが、１０番、人員体制の維持・強化を図ることまで、１０の項目について、特段の措置を講ずるよう強く要望するものであります。

以上、地方自治法第９９条の規定により提出するものです。よろしくご審議いただき、採択されますようお願い申し上げます。

○議長（富樫順悦） これをもって提案者の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより、意見書案第１号国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり意見書を提出することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、意見書案第１号は、原案のとおり意見書を提出することに決定いたしました。

○議長（富樫順悦） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本日は延会することに決定いたしました。

午後 ３時３７分 延会